

SG ロシア東欧株ファンド

追加型投信／海外／株式



投資信託説明書（目論見書）

2010.01

このファンドは課税上、株式投資信託として取り扱われます。

SG ロシア東欧株ファンド

追加型投信／海外／株式



投資信託説明書（交付目論見書）

2010.01

このファンドは課税上、株式投資信託として取り扱われます。

1. 「SG ロシア東欧株ファンド」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成22年1月20日に関東財務局長に提出しており、平成22年1月21日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「SG ロシア東欧株ファンド」の価額は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。ファンドは元本が保証されているものではありません。

下記の事項は、この「SG ロシア東欧株ファンド」(以下「ファンド」という。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

■ ファンドにかかるリスクについて

ファンドは、値動きのある投資信託証券を主要投資対象としますので、組入有価証券の価格の下落や、組入有価証券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益、損失はすべて受益者に帰属します。

ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」や「信用リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「第二部 ファンド情報 3 投資リスク」をご覧ください。

■ ファンドにかかる手数料等について

<直接ご負担いただく費用>

◆ 申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。なお、この申込手数料率は、本書作成日現在 3.675%(税抜き 3.500%)が上限となっています。

※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

◆ 換金(解約)手数料

ファンドには換金(解約)手数料はありません。

◆ 信託財産留保額

ご解約請求のお申込受付日の翌営業日の基準価額に対して 0.3%を乗じて得た額とします。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「第二部 ファンド情報 4 費用および税金」をご覧ください。

＜間接的にご負担いただく費用＞

◆信託報酬

ファンドの純資産総額に年0.92925%（税抜き 年0.88500%）の率を乗じて得た額とします。ファンドが投資する「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」および「SGAM Fund マネーマーケット（ユーロ）」の運用報酬の上限は、それぞれの信託財産の純資産総額に対し年率0.75%および0.15%となります。したがって当該運用報酬を考慮した場合のファンドの実質的な信託報酬率の上限は、年率1.67925%（国内投資信託にかかる消費税を含む。）となります。ただし、投資信託証券の組入状況により、実質的な信託報酬は変動いたします。

◆その他の費用

- ・監査報酬
- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合の費用 等
- ・各サブファンドにそれぞれかかるルクセンブルグの年次税
(年率0.01%)

上記その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

これらの費用につきましては、事前に計算できないことから、実際にご負担いただく費用の金額や合計額、それぞれの上限額および計算方法は記載しておりません。

※ 詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「第二部 ファンド情報 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

以上

有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成22年 1月 20日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 出川 昌人
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券にかかるファンドの名称	S G ロシア東欧株ファンド
募集内国投資信託受益証券の金額	募集総額：上限1,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

投資信託説明書（交付目論見書）の概要	巻頭
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	5
第1 ファンドの状況	5
1 ファンドの性格	5
2 投資方針	10
3 投資リスク	16
4 手数料等及び税金	18
5 運用状況	22
6 手続等の概要	28
7 管理及び運営の概要	30
第2 財務ハイライト情報	34
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	38
第4 ファンドの詳細情報の項目	39
約 款	巻末

投資信託説明書（交付目論見書）の概要

投資信託説明書(交付目論見書)の主要内容を概要としてまとめております。
ご投資家の皆様におかれましては、本概要を参考に本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

SG ロシア東欧株ファンド

商品分類	追加型投信 / 海外 / 株式 商品分類に関する詳細は、「第二部 ファンド情報」をご参照ください。
運用の基本方針	長期的な信託財産の成長を図ることを目的としてファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
ベンチマーク	ありません。
ファンドのリスク	ファンドは投資信託証券など値動きのある有価証券(外貨建証券には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
信託期間	原則として無期限
決算日	年1回決算、原則10月20日。(当該日が日本の休業日の場合は翌営業日とします。)
分配方針	原則として、決算時に基準価額水準等を勘案して分配を行う方針です。
お申込日	原則として毎営業日(午後3時まで、わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前11時まで。ただし、ロンドンまたはルクセンブルクの銀行休業日の場合は受け付けません。)に取得のお申込みができます。
お申込価額	取得のお申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
お申込単位	収益分配金の受取り方法により、分配金受取りコースと分配金再投資コースの2つのお申込コースがあります。取扱う申込コースおよびその名称は販売会社により異なる場合があります。また各申込コースの申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
お申込手数料率	販売会社が独自に定める料率とします。 本書作成日現在、お申込手数料率の上限は3.675%(税抜き3.500%)となっております。
ご解約(換金)	原則として毎営業日(午後3時まで、わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前11時まで。ただし、ロンドンまたはルクセンブルクの銀行休業日の場合は受け付けません。)にご解約のお申込みができます。また、ご解約代金の支払いは、ご解約のお申込受付日から起算して、原則として6営業日目以降となります。
ご解約単位	ご解約単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
ご解約価額	ご解約のお申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額とします。
信託財産留保額	ご解約のお申込受付日の翌営業日の基準価額に対して0.3%を乗じて得た額とします。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.92925%(税抜き0.88500%)を乗じて得た額とします。 信託報酬の内訳等詳細につきましては、投資信託説明書本文をご覧ください。
委託会社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

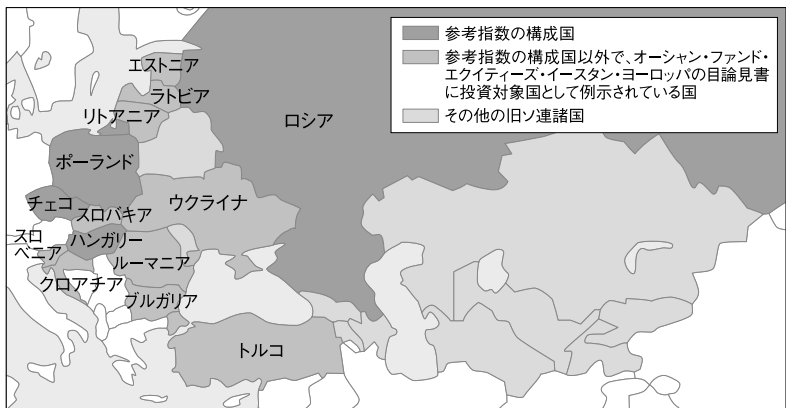
上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの特色

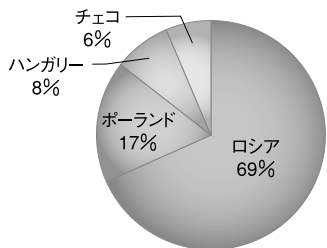
1

主として、ロシア・東欧諸国の企業、またはロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業に投資し、長期的な信託財産の成長を目指します。

(今後の政治・経済環境の変化にともない、投資対象国は増えることがあります。DR(預託証券) ロンドンその他の市場に上場しているロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業も含まれます。)



【参考指数】
「MSCI エマージング イースタン ヨーロッパ 10-40」
国別比率



2009年10月末現在
四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

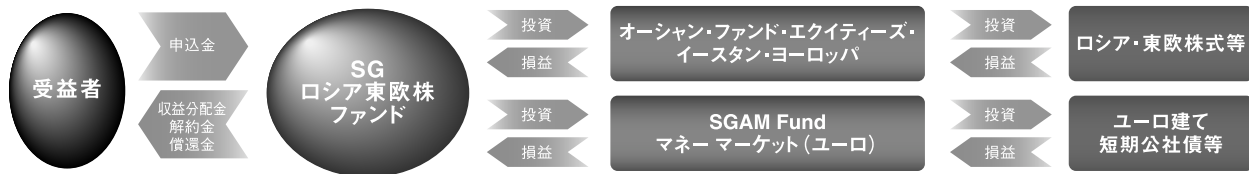
※MSCI エマージング イースタン ヨーロッパ10-40 (MSCI EM Eastern Europe10-40)とは、MSCI Inc.が開発したロシア・東欧株式市場の代表的指数のひとつです。また、国別比率はMSCIのデータを基に、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社が計算作成。

2

ファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

「SG ロシア東欧株ファンド」は、ルクセンブルグ籍の投資信託証券「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」と「SGAM Fund マネー マーケット (ユーロ)」に投資します。

ロシア・東欧株式への実質的な投資は「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」を通じて行い、その組入れを高位に保ちます。



ファンドが組入対象とする投資信託証券は、追加・変更されることがあります。

3

原則として、為替ヘッジは行いません。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

ファンドのリスク

ファンドは、投資対象ファンドへの投資を通じて、主としてロシア・東欧諸国の企業、またはロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業が発行する外貨建資産である外国株式など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは、金融機関の預金[※]と異なり投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。すなわち、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。このように、投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

※ 預金保険で保護される預金は、保護対象預金のみでかつ定額保護となります。

ファンドは分散投資などによりリスクの分散、抑制に努めています。しかし、ファンドの基準価額を変動させる大きな要因となるリスクには主に次のようなものがありますので、十分にご理解いただきご投資くださいますようお願い申し上げます。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、これらはすべてのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

1. 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

2. 信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払の遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が下落することがあります（ゼロになる場合もあります。）。これらの影響を受け、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

3. 流動性リスク

短期間での大量の解約があった場合または大口の解約を受けた場合、解約資金の手当てのために株式を市場で売却した結果、市場に大きなインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できないことがあります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

4. 為替変動リスク

外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。当該外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、当該資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。ファンドは為替変動リスクを回避するための為替ヘッジを原則として行いません。そのため外貨建資産は為替レートの変動の影響を直接受けます。したがって、購入金額を下回り、損失を生じることがあります。

5. カントリーリスク

海外市場に投資する場合、当該市場が存在する国の社会情勢または国際情勢の変化により、金融市場または証券市場が不安定になったり、混乱したりすることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できないといった場合には、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

一般に、ファンドの主要投資先であるロシア・東欧などのエマージング市場は、先進諸国の市場と比較した場合、取引市場独自の規制があることや取引量が小さいことから流動性が低くなる傾向があります。このため、価格変動が大きく、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、決済制度が未発達なために決済の遅延・不能などが生じて、的確な投資を行えない可能性があります。

投資信託と預貯金者・投資者等保護制度との関係について

投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

ご投資の流れ

	時期	価格決定日	お受取可能日
取得のお申込み	毎営業日 取得申込受付可能※	取得申込受付日の 翌営業日	
決算日 収益分配	毎年10月20日	毎年10月20日	決算日から 5営業日目よりお支払い
ご解約	毎営業日 解約申込受付可能※	解約申込受付日の 翌営業日	解約受付日から 6営業日目よりお支払い

※ ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、取得および解約のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ご投資に当たって

取得のお申込みは、販売会社で取扱います。

- お 申 込 日** 原則として販売会社の営業日にお申込みいただけます。ただし、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合は受け付けません。
- お 申 込 時 間** 午後3時までのお申込みを受け付けます。ただし、わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前11時までのお申込みを受け付けます。受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- お 申 込 手 続 き** 販売会社取引口座をご開設のうえ、以下の取得申込方法でお申しいただけます。
- お 申 込 単 位** 収益分配金の受取り方法により、分配金受取りコースと分配金再投資コースの2つのコースがあります。取扱う申込コースおよびその名称は販売会社によって異なる場合があります。また各申込コースの申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- お 申 込 価 額** 取得のお申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。
- お 申 込 手 数 料** 申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書作成日現在、お申込手数料率の上限は3.675% (税抜き 3.500%) となっております。
お申込手数料率は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

収益分配について

毎決算時（原則として10月20日。当該日が休日の場合は翌営業日）に、次の通り収益分配を行う方針です。

- 分 配 方 針** 経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額を分配対象額とし、委託会社が基準価額水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。また、収益分配にあてず、信託財産に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。
- お 受 取 り 方 法** 収益分配金のお受取り方法には、次の2通りがあります。
- <分配金受取りコース>
収益分配金をお支払いする場合は、原則として決算日から起算して5営業日目までに、お申込みの販売会社においてお支払いを開始いたします。
- <分配金再投資コース>
原則として、収益分配金は税金を差し引いたあと無手数料で自動的に再投資されます。

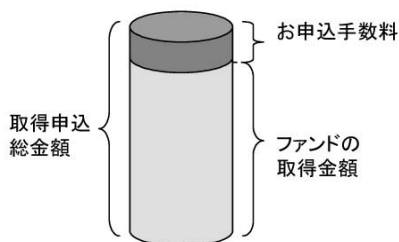
ご解約（換金）に当たって

ご解約申込日	ご解約のお申込みは、原則として販売会社の営業日にお申込みいただけます。ただし、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合は受け付けません。
ご解約申込時間	午後3時までのお申込みを受け付けます。ただし、わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前11時までのお申込みを受け付けます。受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
ご解約手続き	取得のお申込みを行った販売会社で受け付けます。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
ご解約単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
ご解約価額	ご解約お申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額とします。 基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。
ご解約手数料	ありません。
信託財産留保額	ご解約のお申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。
ご解約金	ご解約お申込受付日から起算して、原則として6営業日よりお支払いいたします。

費用および税金

取得申込時にお支払いいただく金額

取得申込総金額をお支払いいただきます。取得申込総金額とはファンドの取得金額にお申込手数料を加算した金額をいいます。お申込手数料率は申込コースや販売会社によって異なります。



お申込手数料率が 3.675% の場合にファンドを 100 万円分取得する際の計算例

ファンドの取得金額	お申込手数料	取得申込総金額
1,000,000 円	+ 36,750 円	= 1,036,750 円

ファンドの取得申込みからご解約（ご換金）いただくまでにかかる課税について

（課税については、平成 21 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの課税について記載しております。）

詳細については、第二部ファンド情報 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱いをお読みください。なお当目論見書に記載されている課税上の取扱いはあくまでも概要になり、法律の改正も頻繁にございますので、実際の課税の取扱いについては税務専門家にご相談ください。）

時期	項目	税金	納税方法
収益分配時	所得税	個人：普通分配金 ¹ に対し 10% (所得税 7%、地方税 3%)	源泉徴収 (原則申告不要) (申告分離課税・総合課税選択可)
	および 地方税	法人：普通分配金に対し 7% (所得税 7%)	源泉徴収
ご解約時・償還時	所得税	個人：譲渡所得等 ² に対し 10% (所得税 7%、地方税 3%)	申告分離課税
	および 地方税	法人(解約請求時および償還時)： 個別元本超過額に対し 7%(所得税 7%)	源泉徴収

1 普通分配金のほか、非課税扱いの特別分配金が発生する場合があります。詳細については「第二部ファンド情報 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

2 譲渡所得等... 上場株式の譲渡益ならびに個人の受益者が支払いを受ける公募株式投資信託の解約時および償還時の差益を通算したものをいいます。

ファンドの収益分配金は、配当控除・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの情報開示について

ファンドの情報については販売会社（下記、お問い合わせ先にてご照会ください。）にお問い合わせいただくか、委託会社にお問い合わせいただくことによって、情報を入手・閲覧していただくことができます。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: www.sgam.co.jp

基準価額

基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。販売会社または委託会社にお問い合わせいただくことによって知ることができます。

翌日の日本経済新聞の朝刊に基準価額が掲載されます。

計算日の翌日の日本経済新聞の朝刊に基準価額が掲載されます。

(オープン基準価格欄[SGアセット]にて「ロシ東欧」の略称で掲載されます。)

基準価額は1万口当たりで表示されます。

委託会社のホームページに毎日掲載します。

運用報告書

毎決算時および償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社より送付します。

レポート等

ファンドに関する情報等の開示を各種レポートにて行う場合があります。これらのレポート等は委託会社のホームページで閲覧することができます。

その他

ファンドの有価証券報告書を計算期間の終了後3カ月以内に、半期報告書を計算期間の最初の6カ月経過後3カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム(EDINET)によって提出されており、同庁が提供するホームページ(<http://info.edinet-fsa.go.jp/>)にて閲覧することができます。

SG ロシア東欧株ファンド 用語集

本投資信託説明書（交付目論見書中）で使用されている用語についての簡単な解説です。

運用報告書	ファンドの運用状況を受益者に説明する報告書のことで、決算日ごとおよび償還時に作成され、販売会社を通じて受益者の手元に届きます。
エマージング（市場）	アジア、中南米、ロシア・東欧など発展途上にある国々の新興市場をいいます。一般的に、先進諸国と比較した場合、高いパフォーマンスが期待される一方で、未成熟であるために価格変動リスクや信用リスク等のリスクが大きくなります。
解約価額	ファンドの解約時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いたものです。信託財産留保額がないファンドについては、基準価額と同じになります。
株式投資信託	課税上、株式を少しでも組み入れることが可能なファンドをいいます。債券や短期金融商品も運用対象となるため、主として債券に投資するファンドや実際には株式を組み入れないファンドも分類されます。また、申込期間の違いにより、単位型と追加型に分類されます。
為替ヘッジ	外貨建資産に投資する場合、円高が進むと為替差損によって基準価額が値下がりする場合がありますが、この為替変動リスクを軽減する手段をいいます。
基準価額	ファンドの純資産総額を受益権総口数で割ったものです。設定当初は1口1円でスタートしますが、運用に応じて価額は変動します。なお、1口1円でスタートするものは便宜上1万口当たりの価額で表示されます。
個別元本方式	受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は追加購入のつど受益権口数で加重平均され算出されます。また、特別分配金を受取った場合は、当該特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。
収益分配金	ファンドの決算時に収益より支払われる金銭をいいます。当該分配金額を差し引いた（分配落ち）後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合、その下回っている部分は元本の払戻しとみなされ、特別分配金（非課税）となります。同額または個別元本を上回る場合は、全額が普通分配金（課税）となります。なお、分配は行われないこともあります。
純資産総額	ファンドに組み入れられている有価証券等の資産を時価で評価計算し、その合計に未収利息などの資産を加え、未払金などの費用総額を差し引いたもので、ファンドの規模を表します。
償還	ファンドの運用を終了することをいいます。あらかじめ決められた日（信託終了日）に運用を終了する満期償還と、信託終了日より前に運用を終了する繰上償還があります。
信託財産留保額	ファンドの解約の際、資金流出のために発生する有価証券の売却手数料などを、解約する受益者に負担してもらい、他の受益者の負担とさせないための費用です。
信託報酬	信託財産の中から委託会社・受託会社・販売会社などに支払われる報酬のことで、
追加型投資信託	ファンド設定後も、いつでも購入のお申込みができるファンドのことで、オープン型投資信託ともいいます。
DR（預託証券）	ある国で発行された株式を海外で流通させるため、その原株式を銀行等に預託し、その信託財産をもって海外で発行される代替証券をいいます。株式同様、金融商品取引所で取引されます。
特別分配金	収益分配金のうち、受益者の購入価額を下回る部分の分配は元本の払戻しとみなされ、特別分配金と呼ばれます。この部分については非課税扱いとなります。
ファンド・オブ・ファンズ	主として他の投資信託に投資する投資信託をいいます。一定の選定基準のもと、原則として複数の投資信託を組み入れます。
ベンチマーク	ファンドの運用の目標となる指標をいい、運用実績を判断する目安となります。
ポートフォリオ	ファンドが運用対象として保有する株式や公社債などの資産構成および資産全体を指します。

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

S G ロシア東欧株ファンド (以下「ファンド」といいます。)

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

単位型・追加型の別 : 追加型

指定格付機関による格付け : 格付けは取得していません。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 発行価額の総額

1,000億円を上限とします。

(4) 発行価格

発行価格

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

基準価額とは、信託財産に属する資産を時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

基準価額の入手方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する販売会社または委託会社(後述の「(12) その他 その他」をご参照ください。)にお問い合わせください。

また基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます(朝刊のオープン基準価格欄[S Gアセット]にて「ロシ東欧」の略称で掲載されます。)。なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

(5) 申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の1口当たりの基準価額に取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書作成日現在、この申込手数料率の上限は3.675%（税抜き3.500%）となっております。

詳しくは販売会社（販売会社については、「(12) その他 その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

(6) 申込単位

販売会社が定める申込単位とします。なお、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 申込期間

平成22年1月21日から平成23年1月20日まで

申込（継続募集）期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 申込取扱場所

ファンドの取得申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問い合わせください。

(9) 払込期日

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問い合わせください。）までに、取得申込総金額を当該販売会社において支払うものとします。ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

(10) 払込取扱場所

取得申込総金額をお申込みの販売会社へお支払いください。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問い合わせください。

(11) 振替機関に関する事項

ファンドの振替受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

取得申込みの方法

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。

ファンドの取得申込みには、収益分配金の受取方法により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」とがあります。「分配金再投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。なお、コースおよび契約の名称は、販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」とは、収益分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。

また、販売会社により「定時定額購入コース（販売会社により名称が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）」等を取り扱う場合があります。ご利用に当たっては、販売会社で分配金再投資コースをお申込みのうえ、「定時定額購入コース」等に関する取り決めを行う必要があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込みの受付は、販売会社の毎営業日の午後3時（わが国の金融商品市場（本書において金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）の半休日の場合は午前11時）までとします。ただし、所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの取得のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、申込（継続募集）期間において、取得申込日がロンドンまたはルクセンブルクの銀行休業日の場合には、取得申込みの受付を行いません。

取得申込受付の中止

委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により取得申し込みの受付を制限または中止することおよび既に受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）の振替受益権であり、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

その他

委託会社へのお問い合わせ先

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: www.sgam.co.jp

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの目的

この投資信託は、投資信託証券への投資を通じ、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドが組入対象とする投資信託証券は、追加・変更されることがあります。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信 / 海外 / 株式に属します。

商品分類については社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類し、ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。ファンドの仕組みについては後述の「(2) ファンドの仕組み」をご参照ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券 不動産投信	MRF	
追加型投信	内外	その他資産()	ETF	特殊型
		資産複合		

(注) ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類(表の網掛け部分)の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル			日経 225	ブル・ベア型
	年2回	日本				
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属 性()	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()	TOPIX	条件付運用型
	年6回 (隔月)	欧州				
		アジア オセアニア				
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 ()	ロング・ショート型/絶対 収益追求型
その他資産 (投資信託証券 (株式))	日々	アフリカ				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	中近東(中東)				その他 ()
		エマージング				

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類(表の網掛け部分)の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産(投資信託証券(株式))	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が、実質的に株式に投資することを目的とする投資信託を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

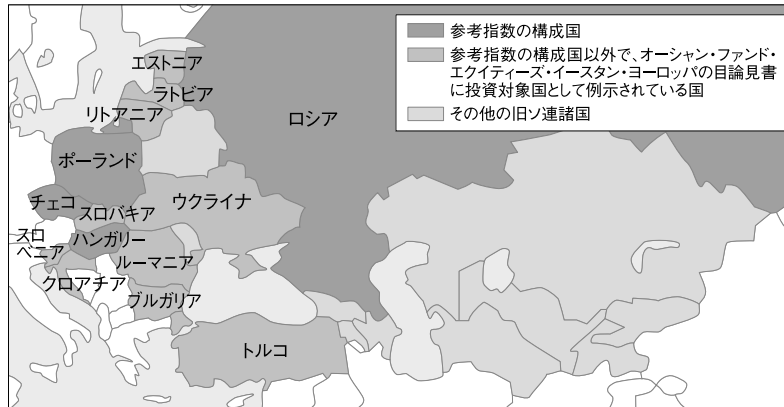
信託金の限度額

信託金の限度額は1,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

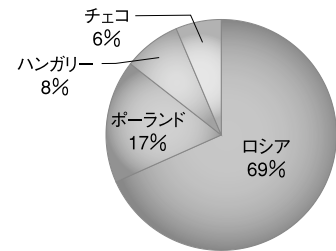
1. 主として、ロシア・東欧諸国の企業または、ロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業に投資し、長期的な信託財産の成長を目指します。（今後の政治・経済環境の変化にともない、投資対象国は増えることがあります。）

ロシア・東欧諸国の市場に上場する株式、D R(預託証券)、ロンドン等その他の市場に上場しているロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業が投資の対象となります。



【参考指数】

「MSCI エマージング イースタン ヨーロッパ 10-40」
国別比率



2009年10月末現在
四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

※MSCI エマージング イースタン ヨーロッパ10-40 (MSCI EM Eastern Europe10-40)とは、MSCI Inc.が開発したロシア・東欧株式市場の代表的指数のひとつです。また、国別比率はMSCIのデータを基に、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社が計算作成。

2. ファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

ファンドは、ルクセンブルグ籍の投資信託証券「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」と「SGAM Fund マネー マーケット (ユーロ)」に投資します。

ロシア・東欧株式への実質的な投資は「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」を通じて行い、その組入れを高位に保ちます。

3. 原則として、為替ヘッジは行いません。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

(2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは、以下の通りです。

< SG ロシア東欧株ファンドの仕組み >



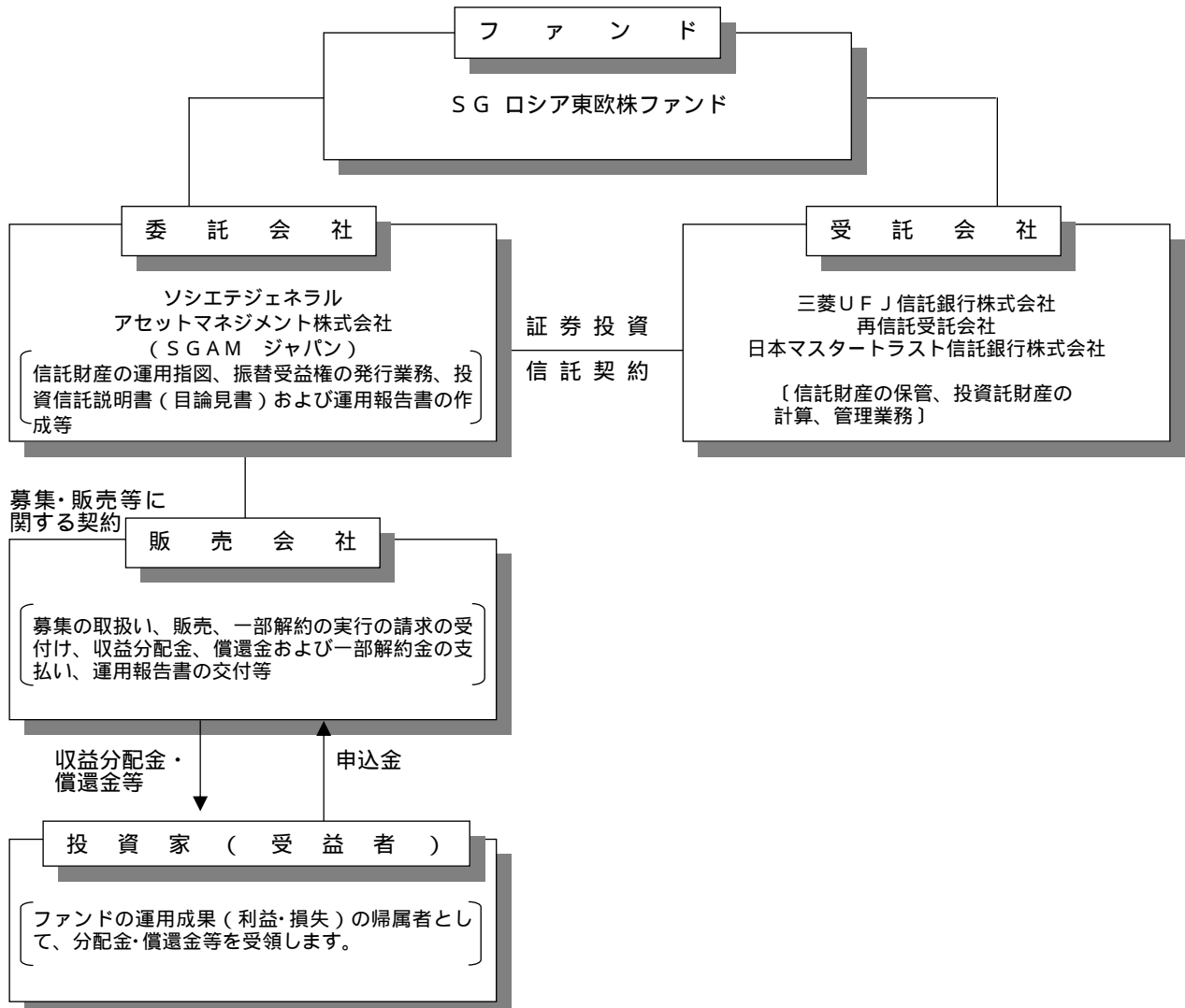
ファンドが組入対象とする投資信託証券は、追加・変更されることがあります。

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会が定める規則において、主として投資信託証券（証券投資信託受益証券及び証券投資法人の投資証券（親投資信託を除く））への投資を目的とするファンドをいいます。

ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

ファンドの関係法人



各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 (証券投資信託にかかる信託契約 (信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名称等	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）			
資本の額	12億円			
会社の沿革	昭和46年11月22日 山一投資コンサルティング株式会社設立 昭和55年 1月 4日 山一投資コンサルティング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 平成10年 1月28日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現SGAMノースパシフィック株式会社）が主要株主となる 平成10年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成10年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 平成16年 8月 1日 リそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成19年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う			
大株主	名称	住所	所有株式数	比率
の状況	SGAMノースパシフィック株式会社	東京都中央区日本橋兜町5番1号	2,400,000株	100%

（本書作成日現在）

ソシエテ ジェネラル グループの表記について

本書において、ソシエテ ジェネラル アセット マネジメントを「**SGAM**」と表示することがあります。ファンドの関係法人またはグループ会社の名称を以下のように示すことがあります。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント
（本社・フランス パリ）

SGAM

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
（本社・日本 東京）

SGAM ジャパン

2 投資方針

(1) 投資方針

運用方針

ファンドは、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

投資態度

- (イ) 主として「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」の投資信託証券、ならびにわが国および外国の公社債等（短期金融商品を含みます。）へ投資する投資信託証券への投資を通じて、運用を行います。
- (ロ) 「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」を通じて、主としてロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業に投資します。
- (ハ) 原則として、「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」の組入比率を高位に保つものの、各証券への投資比率には制限を設けません。
- (ニ) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- (ホ) 組入対象とする投資信託証券は、追加・変更することがあります。
- (ヘ) 投資信託証券のほか、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等に直接投資することがあります。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2) 投資対象

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）にかかるとる権利のうち、次に掲げる権利
 - (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかるとる権利
 - (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかるとる権利
 - (3) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかるとる権利
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (a) 為替手形

投資対象とする有価証券

- (a) 投資信託またはおよび外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
 - (b) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
 - (c) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - (d) 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
 - (e) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- なお、(a)および(b)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。）により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- (f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を(a)から(f)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他

- (a) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします
- (b) 一部解約金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができます。

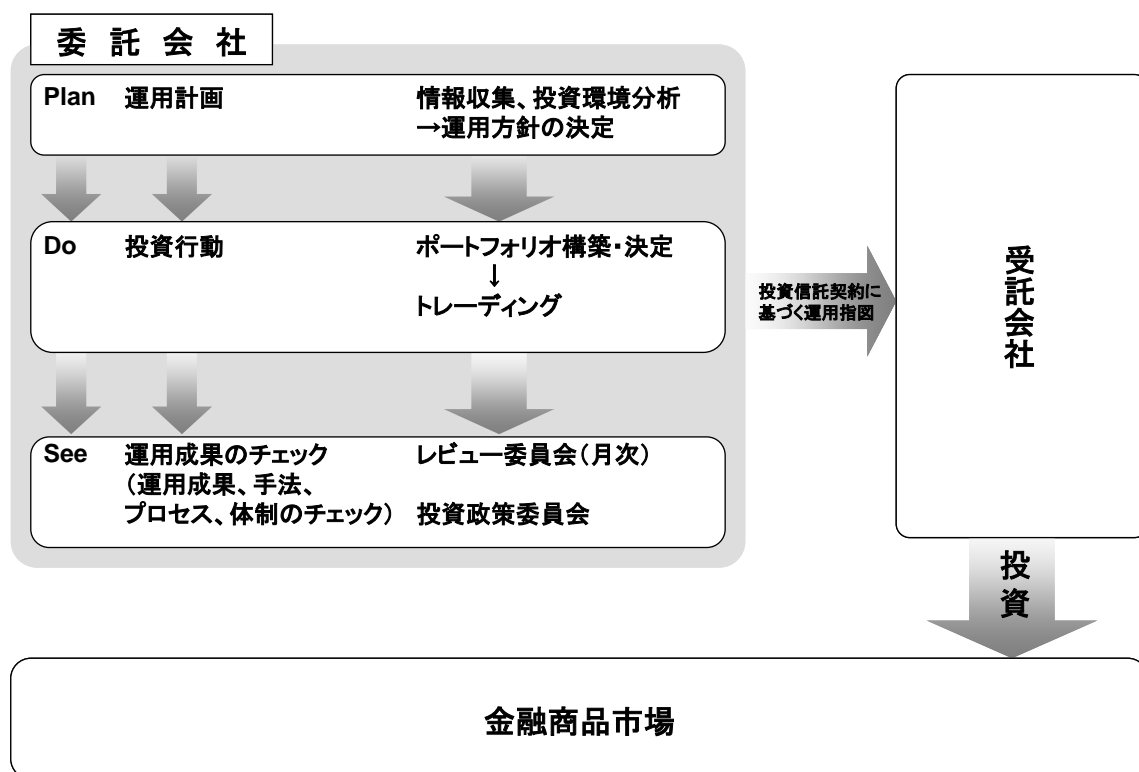
参 考 情 報

ファンドが投資する投資信託証券およびその概要

ファンド名	オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ
形態	ルクセンブルグ籍投資法人(ユーロ建て)
主な投資対象	主としてロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業に投資します。
運用の基本方針	主としてロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業に投資し、長期的な運用資産の成長を目指して運用します。
参考指数	MSCI EM Eastern Europe 10/40 (MSCI エマージング イースタン ヨーロッパ 10-40)
設立日	2008年7月18日
決算日	年1回、原則9月30日に決算を行います。
分配方針	運用資産から生じる利益は、ファンドの解散時まで運用資産中に留保し、分配を行いません。
買戻しの制限	買戻し請求の合計がその請求日における投資口総口数の10%を超える場合、アンブレラファンドの裁量で買戻し請求の合計が投資口総口数の10%未満になるように、全ての投資主を対象に買戻し請求額を減額することができます。(アンブレラの買戻し制限は10%)
運用報酬	年率0.75%以内
その他の費用	ルクセンブルグの年次税(年率0.01%)の他、管理、受託、監査費用、有価証券売買委託手数料等がかかります。
買付手数料	ありません。
投資顧問会社	GLG/パートナーズ インターナショナル リミテッド
保管会社	ソシエテ ジェネラル バンク&トラスト
管理会社	SGAM ルクセンブルグ
監査法人	プライスウォーターハウスクーパース

ファンド名	SGAM Fund マネー マーケット(ユーロ)
形態	ルクセンブルグ籍投資法人(ユーロ建て)
主な投資対象	主としてユーロ建て短期公社債に投資します。
運用の基本方針	主として短期公社債に投資し、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保をはかることを目標として運用を行います。
ベンチマーク	EURIBOR 3 MONTHS
設立日	1999年2月1日
決算日	年1回、原則5月31日に決算を行います。
分配方針	運用資産から生じる利益は、ファンドの解散時まで運用資産中に留保し、分配を行いません。
買戻しの制限	買戻し請求の合計がその請求日における投資口総口数の10%を超える場合、アンブレラファンドの裁量で買戻し請求の合計が投資口総口数の10%未満になるように、全ての投資主を対象に買戻し請求額を減額することができます。
運用報酬	年率0.15%以内
その他の費用	ルクセンブルグの年次税(年率0.01%)の他、管理、受託、監査費用、有価証券売買委託手数料等がかかります。
買付手数料	ありません。
投資顧問会社	ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント S.A.
保管会社	ソシエテ ジェネラル バンク&トラスト
管理会社	SGAM ルクセンブルグ
監査法人	プライスウォーターハウスクーパース

(3) 運用体制



上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

ファンドの運用組織は以下のとおりとなっております。

- 運用計画・・・・・・・・運用本部各運用部（4名程度）
- 投資行動・・・・・・・・運用本部所属ファンドマネージャー（4名程度）
- 運用成果のチェック・・レビュー委員会（7名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- 証券投資信託の運用に関する規則
- 内部管理体制に関する規程
- サービス規程（ファンド・マネージャー用）
- クレジット委員会運用規定
- 証券先物取引に関する社内基準
- 各種業務マニュアル
- コンプライアンス・マニュアル
- リスク管理規則

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

(4) 分配方針

収益分配方針

毎決算時（年1回。原則10月20日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

(a) 分配対象額

配当等収益¹および売買益²等の合計額から経費³を控除した額に、前期から繰り越された分配準備積立金がある場合は当該分配準備積立金を加算した額とします。

- 1 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。
- 2 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額をいいます。
- 3 信託事務の処理等に要する諸費用（当該諸費用にかかる消費税に相当する金額を含みます。）、受託会社の立て替えた立替金の利息ならびに投資信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額等をいいます。

(b) 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向および運用状況等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

(c) 収益分配にあてず、投資信託財産に留保した利益（留保益）の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(d) 留保益の処理

分配対象額は、次期以降の収益分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てること、および繰越欠損金のあるときはその全額を補てんすることができます。

収益分配金の交付

「分配金受取りコース」をお申込みの場合、収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。支払いは、委託会社の指定する販売会社において行うものとします。なお、「分配金受取りコース」の受益者が、支払い開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「分配金再投資コース」の受益者の場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(5) 投資制限

信託約款に基づく投資制限

- (イ) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (ロ) 株式への直接投資は行いません。

(八) 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。

法令等に基づく投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」という。）、金融商品取引法等により、次に掲げる取引は制限されます。

(イ) 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の 50% を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(ロ) デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

3 投資リスク

(1) ファンドのリスク

ファンドは、投資対象ファンドを通じて、主としてロシア・東欧諸国の企業、またはロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業が発行する外貨建資産である外国株式など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは金融機関の預金と異なり投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。すなわち、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。このように、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

預金保険で保護される預金は、保護対象預金のみでかつ定額保護となります。

ファンドの主なリスクは次のとおりです。主として、株式に投資するリスクは・
・、外貨建資産に投資するリスクは・、ロシア・東欧諸国の企業が発行する株式にかかるリスクは・となります。なお、これらはすべてのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受け、ファンドの基準価額が下がる要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が下落することがあります。(ゼロになる場合もあります。)。これらの影響を受け、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

流動性リスク

短期間で大量の解約があった場合または大口の解約を受けた場合、解約資金の手当てのために株式を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

為替変動リスク

外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。当該外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、当該資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。ファンドは、為替変動リスクを回避するための為替

ヘッジを原則として行いません。そのため外貨建資産は為替レートの変動の影響を直接受けます。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

カントリーリスク

海外市場に投資する場合、当該市場が存在する国の社会情勢または国際情勢の変化により、金融市場または証券市場が不安定になったり、混乱したりすることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できないといった場合には、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。一般に、ファンドの主要投資先であるロシア・東欧などのエマージング市場は、先進諸国の市場と比較した場合、取引市場独自の規制があることや取引量が小さいことから流動性が低くなる傾向があります。このため、価格変動が大きく、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、決済制度が未発達なために決済の遅延・不能などが生じて、的確な投資を行えない可能性があります。

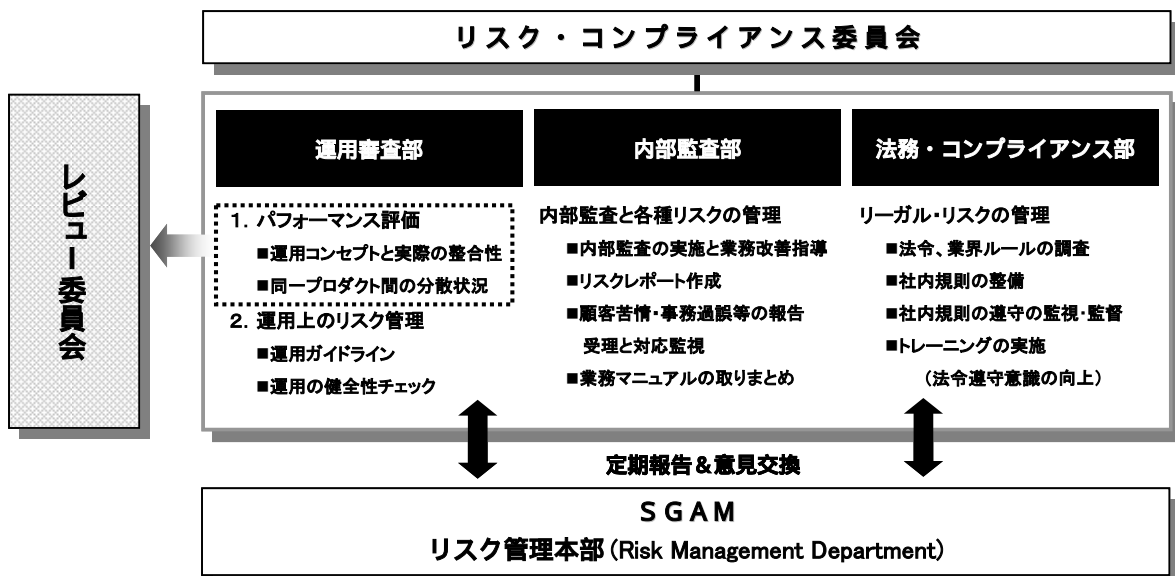
投資信託と預貯金者・投資者等保護制度との関係について

投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(2) 委託会社のリスク管理について

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性をふまえたパフォーマンス評価・検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制



上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

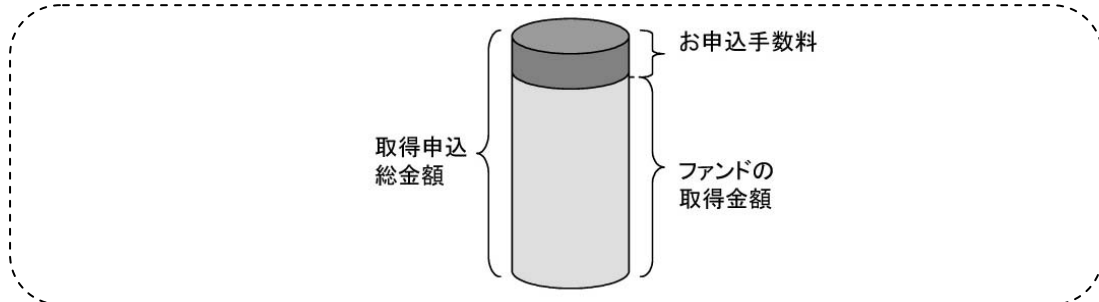
4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の1口当たりの基準価額に、取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書作成日現在、この申込手数料率は3.675%（税抜き3.500%）が上限となっております。

ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

<取得申込時にお支払いいただく金額>



販売会社が独自に定める申込手数料率についての詳細は、販売会社（販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: www.sgam.co.jp

(2) 換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はありません。

ただし、一部解約の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額 が控除されます。

「信託財産留保額」とは運用の安定性を高めるために換金する受益者が負担する金額で信託財産に留保されます。

(3) 信託報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率 0.92925% (税抜き 0.88500%) を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。信託報酬の配分は以下の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
0.10500% (税抜き0.100%)	0.78750% (税抜き0.750%)	0.03675% (税抜き0.035%)

信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社ごとの純資産総額に応じて支払います。

(4) その他の手数料等

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用 (監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書、運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。) および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前記 に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けるときに、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受け代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

前記 において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期間末日または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

ファンドが投資する「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」および「SGAM Fund マネー マーケット(ユーロ)」の本書作成日現在の運

用報酬の上限は、それぞれの信託財産の純資産総額に対し年率 0.75%および 0.15%となります。

したがって当該運用報酬を考慮した場合のファンドの実質的な信託報酬率の上限は、年率 1.67925%（国内投資信託にかかる消費税を含む。）となります。ただし、投資信託証券の組入状況により、実質的な信託報酬は変動いたします。

その他、年次税（年率 0.01%）の他、管理、受託、監査費用等がかかります。

(5) 課税上の取扱い

受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱い（配当所得）となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成 23 年 12 月 31 日までは 10%（所得税 7%および地方税 3%）、平成 24 年 1 月 1 日からは 20%（所得税 15%および地方税 5%）となり、原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。

○解約時および償還時における差益は譲渡所得とみなして課税され、税率は、平成 23 年 12 月 31 日までは 10%（所得税 7%および地方税 3%）となり（特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。）、平成 24 年 1 月 1 日からは 20%（所得税 15%および地方税 5%）となる予定です。

確定申告により、申告分離課税を選択した場合、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と上場株式等の譲渡損益との損益通算をすることが可能です。ファンドは、配当控除は適用されません。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約請求時および償還時の個別元本超過額については、平成 23 年 12 月 31 日までは 7%（所得税）、平成 24 年 1 月 1 日からは 15%（所得税）の税率で源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。

ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

個別元本について

- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 振替受益権については振替受益権ごとに同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

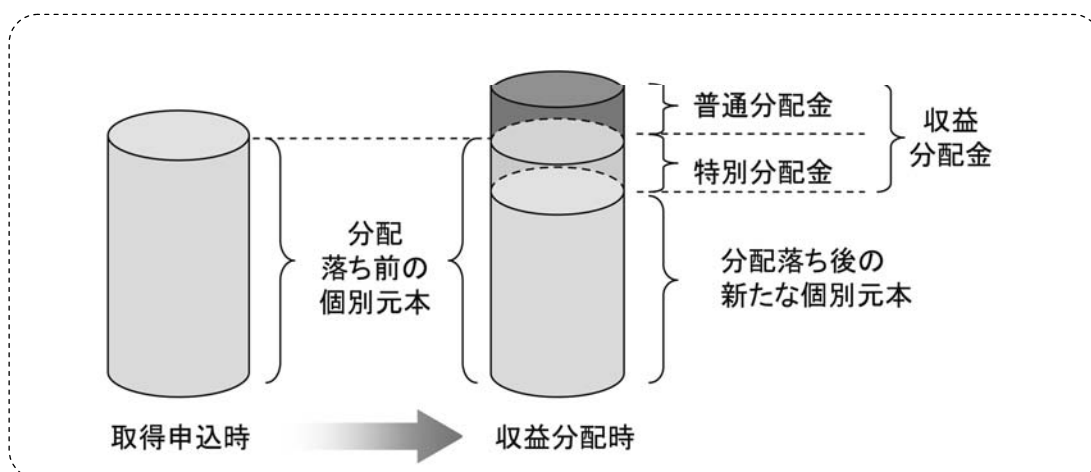
- 4) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。

「特別分配金」については、下記「収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から前記特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

税法が改正された場合等には、上記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

5 運用状況

(1) 投資状況

(平成21年11月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルク	7,015,255,958	98.26
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		124,518,549	1.74
合計(純資産総額)		7,139,774,507	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

参考

オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパの投資状況

(平成21年11月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(ユーロ)	投資比率(%)
株式	ロシア	38,669,032.00	71.81
	ポーランド	8,458,827.98	15.70
	ハンガリー	2,511,744.42	4.66
	アメリカ	1,257,610.15	2.34
	オランダ	1,001,945.42	1.86
	チェコ	895,574.44	1.67
	ルクセンブルグ	573,241.20	1.06
	ドイツ	349,231.47	0.65
	スロベニア	170,975.00	0.32
	オーストリア	74,850.00	0.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		114,353.80	0.21
合計(純資産総額)		53,848,678.28	100.00

(注) 投資比率とは、サブファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

SGAM Fund マネー マーケット(ユーロ)の投資状況

(平成21年11月末日現在)

資産の種類	時価合計(ユーロ)	投資比率(%)
譲渡可能定期預金証書	3,163,603,481.78	93.98
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	204,446,756.24	6.02
合計(純資産総額)	3,368,050,238.02	100.00

(注) 投資比率とは、サブファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成21年11月末日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価(ユーロ)		評価額(ユーロ)		邦貨換算(円)	投資比率(%)
				単価	金額	単価	金額		
ルクセンブルグ	投資証券	OCEAN FUND EQUITIES EASTERN EUROPE-N	840,046.35	65.71	55,201,293.62	64.0029	53,765,402.40	7,000,793,046	98.06
ルクセンブルグ	投資証券	SGAM FD-MONEY MARKET EURO-JC	905,513	0.12	111,016.98	0.122663	111,073.75	14,462,912	0.2

種類別投資比率

(平成21年11月末日現在)

種類	国/地域	比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	98.26
合 計		98.26

(注) 比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率であります。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考 オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパの投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成21年11月末日現在)

種類	国/地域	銘柄名	通貨	数量	業種	簿価 (ユーロ)	評価額 (ユーロ)	投資 比率 (%)
株式	ロシア	LUKOIL SP ADR	USD	136,403.00	エネルギー	5,325,396.99	5,282,172.59	9.81
	ロシア	SBERBANK RF	USD	3,331,165.00	金融	4,819,039.48	5,048,736.14	9.38
	ロシア	GAZPROM OAO-SPON ADR REG	USD	293,235.00	エネルギー	7,112,708.96	4,518,687.23	8.39
	ロシア	MMC NORILSK NICKEL JSC-ADR	USD	390,991.00	素材	4,304,565.36	3,524,205.31	6.55
	ロシア	ROSNEFT OJSC-GDR	USD	624,295.00	エネルギー	3,454,527.24	3,409,603.14	6.33
	ポーランド	KGHM POLSKA MIEDZ SA	PLN	77,961.00	素材	1,468,275.50	1,976,340.85	3.67
	ポーランド	PKO BANK POLSKI SA	PLN	207,309.00	金融	1,426,347.47	1,854,391.88	3.44
	ロシア	NOVOLIPETSK IRON & STEEL ADR	USD	90,727.00	素材	1,334,910.09	1,847,553.66	3.43
	ロシア	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	USD	48,900.00	電気通信サービス	1,360,456.36	1,618,083.12	3.01
	ポーランド	TELEKOMUNIKACJA POLSKA SA	PLN	354,673.00	電気通信サービス	1,336,523.39	1,353,801.98	2.51
	ロシア	SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR	USD	234,901.00	エネルギー	1,362,875.21	1,350,357.28	2.51
	ハンガリー	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PLC	HUF	22,677.00	エネルギー	1,469,627.99	1,293,238.53	2.40
	ロシア	TATNEFT-SP REGS GDR	USD	65,218.00	エネルギー	1,690,518.10	1,288,901.89	2.39
	アメリカ	CENTRAL EUROPEAN DISTRIBUTION	USD	68,744.00	生活必需品	1,423,699.10	1,257,610.15	2.34
	ロシア	VTB BANK OJSC-GDR REG S	USD	433,022.00	金融	890,306.24	1,231,629.92	2.29
	ハンガリー	OTP BANK	HUF	62,500.00	金融	1,180,402.88	1,218,505.89	2.26
	ロシア	MAGNIT GDR SPONSORED	USD	125,417.00	生活必需品	1,099,084.06	1,180,690.84	2.19
	ロシア	URALKALI-SPON GDR	USD	67,896.00	素材	861,384.24	1,049,435.75	1.95
	オランダ	X 5 RETAIL GROUP NV REGS GDR	USD	52,197.00	生活必需品	845,457.18	1,001,945.42	1.86
	ポーランド	GLOBE TRADE CENTRE	PLN	172,066.00	金融	925,950.45	972,089.09	1.81
	ロシア	INTEGRA GROUP HLDGS-REG GDR	USD	413,000.00	エネルギー	697,988.85	896,177.60	1.66
	ロシア	SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR PEF	USD	268,800.00	エネルギー	690,287.43	852,478.72	1.58
	ロシア	MECHEL OAO ADR	USD	64,400.00	素材	1,137,307.18	835,017.86	1.55
	ロシア	RusHydro OJSC	USD	29,188,588.00	公益事業	797,433.02	732,759.75	1.36
	チェコ	KOMERCNI BANKA AS	CZK	4,883.00	金融	507,635.07	691,923.08	1.29
	ロシア	TMK OAO GDR REG S	USD	55,000.00	エネルギー	472,225.48	639,692.87	1.19
	ポーランド	ASSECO POLAND	PLN	37,363.00	情報技術	515,917.06	515,980.06	0.96
	ロシア	ROSTELECOM SP.ADR	USD	20,700.00	電気通信サービス	691,043.62	518,830.25	0.96
	ロシア	FEDERAL GRID CO UNIFIED ENERGY SYSTEM JSC	USD	60,000,000.00	公益事業	456,690.85	496,745.12	0.92
	ロシア	OAO SEVERSTAL GDR	USD	95,481.00	素材	336,449.20	491,509.60	0.91

(注1) 上位30銘柄

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率であります。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

SGAM Fund マネー マーケット (ユーロ) の投資資産
投資有価証券の主要銘柄

(平成21年11月末日現在)

国/地域	種類	銘柄名	通貨	数量	簿価 (ユーロ)	評価額 (ユーロ)	投資 比率 (%)
オランダ	公社債	RABOBANK NEDERLAND TV 03/2011	EUR	80,000,000.00	80,000,000.00	80,110,755.56	2.38
イギリス	CD	CD NATIONWIDE BUILDING PRE 20091215 0.75	EUR	75,000,000.00	74,858,081.56	74,978,166.39	2.23
ドイツ	CD	BAYERISCHE LANDESBANK 11/12/09	EUR	65,000,000.00	64,911,395.95	64,990,263.29	1.93
イギリス	CD	LLOYDS TSB BANK 0.68% 22/12/09	EUR	60,000,000.00	60,000,000.00	60,079,333.33	1.78
イタリア	CP	ENEL 15/01/2010	EUR	59,500,000.00	59,386,176.50	59,444,325.46	1.77
ドイツ	公社債	LANDBK HESSEN Eurib3 01/04/11 *EUR	EUR	52,000,000.00	52,000,000.00	52,096,922.22	1.55
フランス	公社債	CAISSE DES DEPOTS ET CONSIGNATION 3M MLTCPON 26/11/2011	EUR	52,000,000.00	52,000,000.00	52,003,004.44	1.54
オーストリア	公社債	KOMMUNALKRED FRN 21/05/10 EMTN	EUR	50,000,000.00	50,000,000.00	50,012,944.44	1.49
スウェーデン	CD	CD NORDEA BANK AB PRE 20091203 0.42	EUR	50,000,000.00	49,947,555.07	49,998,834.56	1.49
スウェーデン	CD	CD NORDEA BANK AB PRE 20091203 0.43	EUR	50,000,000.00	49,945,711.79	49,998,806.85	1.49
イギリス	CD	BANCO BILBAO VIZCAYA 08/12/09	EUR	50,000,000.00	49,952,018.31	49,996,309.10	1.48
イギリス	CD	ABBEY NATIONAL 14/12/09	EUR	50,000,000.00	49,955,802.99	49,993,686.14	1.48
ルクセンブルク	CD	CD BANCO DI BRESCIA SPA PRE 20091217 0.49	EUR	50,000,000.00	49,938,146.06	49,989,124.58	1.48
ドイツ	CD	CD BAYERISCHE HYPO- UND PRE 20100104 0.62	EUR	50,000,000.00	49,918,328.07	49,970,770.05	1.48
ドイツ	CD	BAYER HYP 06/01/2010	EUR	50,000,000.00	49,924,724.61	49,970,544.41	1.48
フランス	CD	BQUE SOFINCO 29/01/2010	EUR	50,000,000.00	49,937,467.19	49,959,897.44	1.48
フランス	CD	BFCM 16/02/10	EUR	50,000,000.00	49,939,379.14	49,949,262.98	1.48
オランダ	CD	CD SNS BANK NV PRE 20100218 0.65	EUR	50,000,000.00	49,917,082.18	49,928,798.83	1.48
オランダ	CD	CD ING BANK NV PRE 20100209 0.68	EUR	46,200,000.00	46,119,853.94	46,139,019.30	1.37
スウェーデン	CD	CD NORDEA BANK AB PRE 20091207 0.43	EUR	40,000,000.00	39,956,569.43	39,997,136.45	1.19
フランス	CD	CD BANQUE FEDERATIVE DU PRE 20091216 0.42	EUR	40,000,000.00	39,957,578.37	39,993,007.42	1.19
日本	CD	CD BANK OF TOKYO- MITSUB PRE 20100127 0.48	EUR	40,000,000.00	39,950,993.45	39,969,637.25	1.19
ポルトガル	CD	CAIXA 05/05/2010	EUR	40,000,000.00	39,841,750.78	39,864,482.71	1.18
イギリス	CD	ROYAL BANK OF SCOTLAND	EUR	40,000,000.00	39,783,973.03	39,859,164.74	1.18
フランス	公社債	CREDIT FONCIER DE FRANCE TV 09/03/2011	EUR	38,000,000.00	38,000,000.00	38,122,392.72	1.13
イタリア	CD	UNICREDIT SPA 15/01/10	EUR	35,000,000.00	34,779,574.78	34,946,091.66	1.04
スペイン	公社債	CAIXA Eurib3 21/04/11 *EUR	EUR	32,000,000.00	32,000,000.00	32,039,688.00	0.95
イギリス	CD	LLOYDS TSB BANK 0.98% 22/09/2009	EUR	30,000,000.00	30,000,000.00	30,060,433.33	0.89
フランス	公社債	DEXIA CREDIT LOCAL E3R 11/04/2011	EUR	30,000,000.00	30,000,000.00	30,039,308.33	0.89
ポルトガル	公社債	CAIXA DEP VRN 21/05/11	EUR	30,000,000.00	30,000,000.00	30,005,433.33	0.89

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

	純資産総額 (百万円)	1万口当たり基準価額 (円)
第1期計算期間末 (平成17年10月20日)	6,597 (7,456)	11,521 (13,021)
第2期計算期間末 (平成18年10月20日)	10,307 (11,437)	13,685 (15,185)
第3期計算期間末 (平成19年10月22日)	13,014 (15,152)	16,434 (19,134)
第4期計算期間末 (平成20年10月20日)	4,820 (4,820)	5,260 (5,260)
第5期計算期間末 (平成21年10月20日)	7,667 (7,667)	7,365 (7,365)
平成20年 11月末	4,076	4,357
12月末	4,100	4,365
平成21年 1月末	3,357	3,559
2月末	3,362	3,557
3月末	4,230	4,438
4月末	4,739	4,934
5月末	5,637	5,770
6月末	5,445	5,440
7月末	5,755	5,693
8月末	6,164	6,049
9月末	6,878	6,614
10月末	7,356	7,046
11月末	7,139	6,880

(注) カッコ内の数字は分配付きの金額を表しています。

分配の推移

	1万口当たり分配金 (税引前)(円)
第1期計算期間(平成17年3月31日～平成17年10月20日)	1,500
第2期計算期間(平成17年10月21日～平成18年10月20日)	1,500
第3期計算期間(平成18年10月21日～平成19年10月22日)	2,700
第4期計算期間(平成19年10月23日～平成20年10月20日)	0
第5期計算期間(平成20年10月21日～平成21年10月20日)	0

収益率の推移

	収益率(%)
第1期計算期間(平成17年3月31日～平成17年10月20日)	30.21
第2期計算期間(平成17年10月21日～平成18年10月20日)	31.80
第3期計算期間(平成18年10月21日～平成19年10月22日)	39.82
第4期計算期間(平成19年10月23日～平成20年10月20日)	67.99
第5期計算期間(平成20年10月21日～平成21年10月20日)	40.02

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。第1期の場合は当該計算期間の期首の基準価額(当初1万口当たり10,000円)。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

6 手続等の概要

(1) 申込（販売）手続等

販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、取得申込みの受付は行いません。ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。取得申込みの受付は、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: www.sgam.co.jp

最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」とがあります。各申込コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社（販売会社については前記 のお問い合わせ先にご照会ください。）へお問い合わせください。

また、販売会社により「定時定額購入コース」等を取り扱う場合があります。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとし、ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における金融危機、デフォ

ルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争などによる非常事態などによる市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等が発生した場合)があるときは、委託会社の判断により、取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの取消し、またはその両方を行うことができます。

(2) 換金(解約)手続き等

換金の請求を行う受益者(販売会社を含みます。)は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求(以下「解約請求」といいます。)を行うことで換金ができます。

ただし、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、解約請求の申込みは、受け付けません。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受け付けは、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。解約請求に関する詳細については販売会社にお問い合わせください。

解約の価額は、解約請求の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。なお解約代金は、解約受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。なお、換金(解約)手数料はありません。

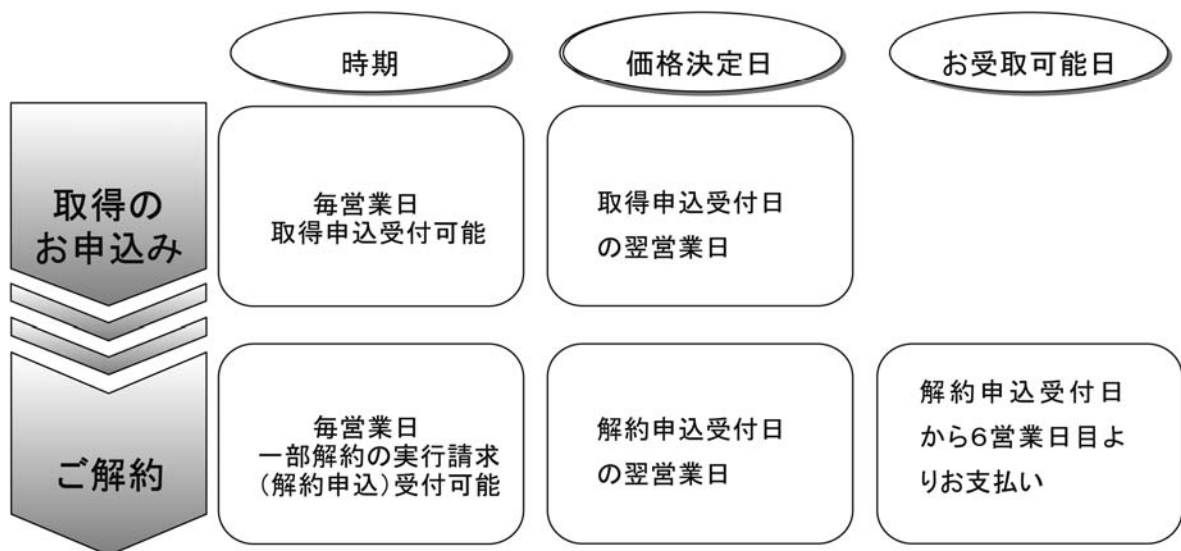
$$\text{解約価額} = \text{基準価額} - \text{信託財産留保額} = \text{基準価額} - (\text{基準価額} \times 0.3\%)$$

受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、

委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

いずれかの解約日において、解約請求の合計が、その解約日における受益権の総口数の10%を超える場合、委託会社の裁量で、全部または一部の解約に制限を設けることができます。

委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争などによる非常事態などによる市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等が発生した場合)があるときは、解約請求の申込みの受け付けの制限または中止、およびすでに受け付けた申込みの取消し、またはその両方を行うことができるものとし、



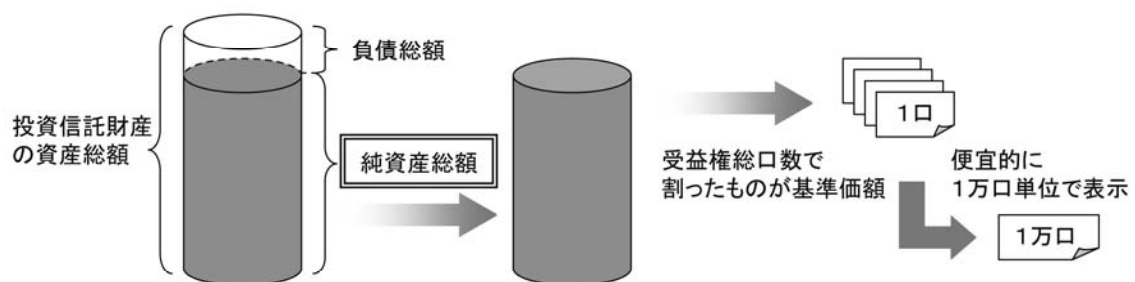
ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、取得および解約のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。

7 管理及び運営の概要

資産の評価 < 基準価額の算定 >

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。



< 基準価額の算出頻度と公表 >

基準価額は、委託会社によって毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます（朝刊のオープン基準価格欄 [S G アセット] にて「ロシ東欧」の略称で掲載されます。）。なお、基準価額は便宜上1万口当たりで表示されます。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: www.sgam.co.jp

追加信託金
等の計算方
法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金¹は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等²に応じて計算されるものとします。

1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

信託期間

原則として無期限です。

ただし、信託期間中に信託契約を終了させる場合があります。詳細は後記「信託の終了」をご覧ください。

計算期間

原則として毎年10月21日から翌年10月20日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、翌営業日とします。

信託約款の
変更

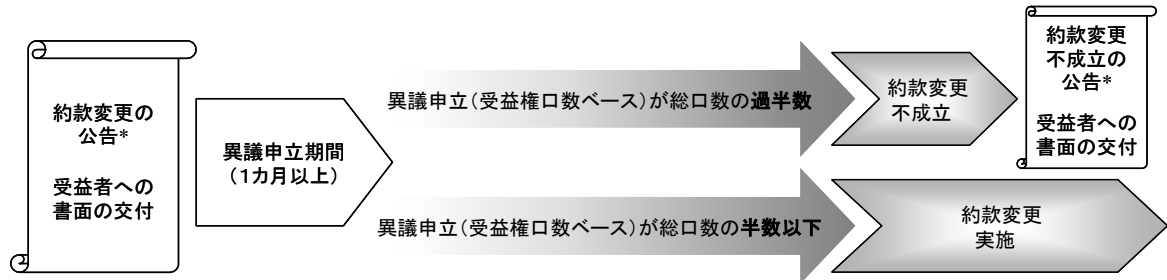
(a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(b) 委託会社は、(a)の変更事項の内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(c) (b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内(1カ月以上)に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

- (d) (c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。
 信託約款の変更をしない場合は、変更しない旨およびその理由を公告し、当該事項を記載した書面を受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

< 信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続 >



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

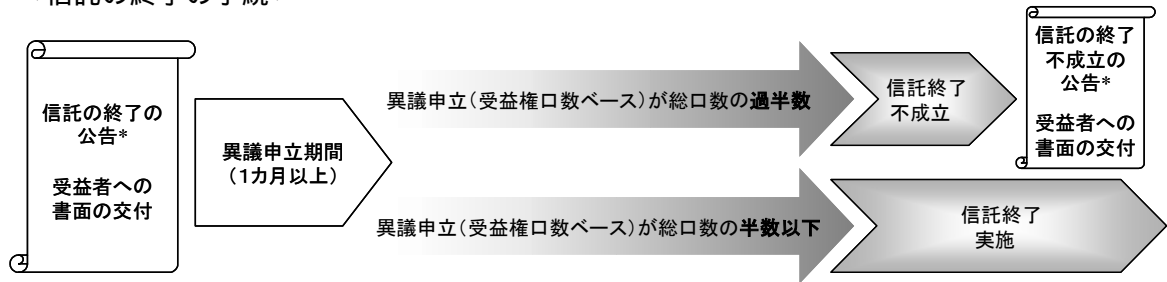
- (e) (c)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

信託の終了
 (信託契約
 の解約)

- (a) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、あらかじめ、監督官庁に届け出ます。
- A 信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき
 - B やむを得ない事情が発生したとき
 - C 信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数に基準価額を乗じて得られる純資産総額が5億円を下回ることとなった場合

これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、その旨を記載した書面を受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内(1カ月以上)に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。信託契約の解約をしない場合は、解約しない旨およびその理由を公告し、当該事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

< 信託の終了の手續 >



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(b) (a)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(c) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
- C 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「信託約款の変更 (d)」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

運用報告書 毎決算時および償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社より送付します。

公告 日本経済新聞に掲載します。

開示 ファンドの有価証券報告書を計算期間の終了後3カ月以内に、半期報告書を計算期間の最初の6カ月経過後3カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム(EDINET)によって提出されており、同庁が提供するホームページ(<http://info.edinet-fsa.go.jp/>)にて閲覧することができます。

第2 財務ハイライト情報

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第4期計算期間(平成19年10月23日から平成20年10月20日まで)及び第5期計算期間(平成20年10月21日から平成21年10月20日まで)については同内閣府令附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第4期計算期間(平成19年10月23日から平成20年10月20日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第5期計算期間(平成20年10月21日から平成21年10月20日まで)については同内閣府令附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ここに表示する財務諸表(「貸借対照表」および「損益及び剰余金計算書」)は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」(投資信託説明書(請求目論見書))から抜粋して記載しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(平成19年10月23日から平成20年10月20日まで)及び第5期計算期間(平成20年10月21日から平成21年10月20日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、その証明にかかる監査報告書は当該財務諸表に添付されております。

1 財務諸表

S G ロシア東欧株ファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	第4期 (平成20年10月20日現在)	第5期 (平成21年10月20日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		254,241	262,624
コール・ローン		266,522,941	226,696,539
投資証券		4,642,463,893	7,508,093,039
未収利息		2,920	310
流動資産合計		4,909,243,995	7,735,052,512
資産合計		4,909,243,995	7,735,052,512
負債の部			
流動負債			
未払解約金		29,060,057	38,282,448
未払受託者報酬		2,232,062	1,086,037
未払委託者報酬		54,207,070	26,375,203
その他未払費用		3,740,573	1,549,287
流動負債合計		89,239,762	67,292,975
負債合計		89,239,762	67,292,975
純資産の部			
元本等			
元本		9,163,632,447	10,411,378,866
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 ()		4,343,628,214	2,743,619,329
(分配準備積立金)		921,173,045	783,082,724
元本等合計		4,820,004,233	7,667,759,537
純資産合計		4,820,004,233	7,667,759,537
負債純資産合計		4,909,243,995	7,735,052,512

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第4期	第5期
		自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日	自 平成20年10月21日 至 平成21年10月20日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		2,319,633	181,183
有価証券売買等損益		8,151,402,228	2,208,848,664
為替差損益		2,440,659,236	15,450,305
営業収益合計		10,589,741,831	2,193,579,542
営業費用			
受託者報酬		4,776,533	1,808,588
委託者報酬		116,001,276	43,922,936
その他費用		7,572,626	5,212,138
営業費用合計		128,350,435	50,943,662
営業利益又は営業損失()		10,718,092,266	2,142,635,880
経常利益又は経常損失()		10,718,092,266	2,142,635,880
当期純利益又は当期純損失()		10,718,092,266	2,142,635,880
一部解約に伴う当期純利益金額の 分配額又は一部解約に伴う当期純 損失金額の分配額()		1,167,096,660	4,826,512
期首剰余金又は期首欠損金()		5,095,106,884	4,343,628,214
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,244,318,038	771,092,153
当期一部解約に伴う剰余金増加 額又は欠損金減少額		-	771,092,153
当期追加信託に伴う剰余金増加 額又は欠損金減少額		2,244,318,038	-
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,132,057,530	1,308,892,636
当期一部解約に伴う剰余金減少 額又は欠損金増加額		2,132,057,530	-
当期追加信託に伴う剰余金減少 額又は欠損金増加額		-	1,308,892,636
分配金		-	-
期末剰余金又は期末欠損金()		4,343,628,214	2,743,619,329

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第4期 自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日	第5期 自 平成20年10月21日 至 平成21年10月20日
1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 基準価額で評価しております。	投資証券 同左
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 同左
4.その他	当ファンドの計算期間は前期末が休日のため、平成19年10月23日から平成20年10月20日までとなっております。	当ファンドの計算期間は平成20年10月21日から平成21年10月20日までとなっております。

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

7 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支

払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」（投資信託説明書（請求目論見書））の記載項目は以下の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込（販売）手続等
 - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2 ファンドの現況
純資産額計算書
- 第5 設定及び解約の実績

SG ロシア東欧株ファンド 約款

運用の基本方針

約款第17条に基づき、委託者の定める運用の基本方針はつぎのものとし、

1. 基本方針

この投資信託は、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券、および投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券をいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①主として別に定めるロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業へ投資する投資信託証券、ならびにわが国および外国の公社債等(短期金融商品を含みます。)へ投資する投資信託証券への投資を通じて、運用を行います。
- ②ロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業へ投資する投資信託証券の組入れ比率を行為に保つものの、各証券への投資比率には制限を設けません。
- ③外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④組入対象とする投資信託証券は、追加・変更することがあります。
- ⑤投資信託証券のほか、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等に直接投資することがあります。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的、に上記と異なる運用を行う場合があります。

(3) 投資制限

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への直接投資は行いません。
- ③外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益分配にあてず、信託財産に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

追加型株式投資信託

SG ロシア東欧株ファンド

約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とし、

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および信託金の限度額】

第3条 委託者は、金672,230,000円を受託者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受け、

委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができるものとし、

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項及び第7項、第45条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日とします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募により行われます。

【受益権の分割および再分割】

第6条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については672,230,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割し、

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第19条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場

の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。以下同じ。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1

項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 委託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位、価額および手数料】

第12条 指定販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位をもって申込みに応ずることができるものとし、最低申込口数および申込単位は、指定販売会社が個別に定めるものとします。

ただし、前項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。

前2項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる1口当りの受益権の価額は、1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前各項の規定にかかわらず、自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読みかえるものとします。）にしたがう契約（以下別に定める契約といいます。）を結んだ受益者が、第36条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合等で信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品市場（この約款において、金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委

託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設したほかの振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利
 - (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
 - (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
 - (3) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第16条 委託者は、信託金を、別に定める指定投資信託証券に規定する投資信託証券（以下「投資信託証券」といいます。）および次に掲げる有価証券に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証券で、前号の証券または証券の性質を有するもの

3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【運用の基本方針】

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第18条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【信託業務の委託等】

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【投資信託証券の保管】

第21条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

【有価証券の保管】

第22条 （削除）

【混蔵寄託】

第23条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマース・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第24条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上

区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、投資信託証券にかかる分配金、有価証券等にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、投資信託証券にかかる分配金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第30条 この信託の計算期間は、毎年10月21日から翌年10月20日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成17年3月31日から平成17年10月20日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）

す。)が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第31条 受託者は、毎決算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のためにを行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

かかる費用の額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

【信託報酬の額および支弁の方法】

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88.5の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。

【収益の分配】

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への払込みと支払いに関する受託者の免責】

第35条 受託者は、収益分配金については原則として支払開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第36条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第36条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第37条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票はなおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得のお申込みに応じるものとし、なお、この場合における1口当たりの取得価額は原則として各計算期間終了日の基準価額とします。当該取得申込みにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第38条第4項により信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、前項の受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数についてあらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属

する収益分配金を当該計算期間終了日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第37条 受益者が、収益分配金について第36条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第36条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第38条 受益者（指定販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が個別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

ただし、前項の規定にかかわらず、一部解約の実行を請求する日がロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、一部解約の実行請求の受付は行いません。

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部

解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

委託者は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを制限または停止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

いずれかの解約日において、解約請求の合計が、その解約日における受益権の総口数の10%を越える場合、委託会社の裁量で、全部または一部の解約に制約を設けることができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できません。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、第5項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第40条 委託者は、次の場合においては、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数に基準価額を乗じた純資産総額が5億円を下回ることとなったとき
2. 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めるとき

3. やむを得ない事情が発生したとき

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

委託者は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

1. 委託者が解散したとき、または業務を廃止したとき
2. 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき
3. 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

委託者は、前項により信託契約を解約するときは、第2項の規定にしたがいます。ただし、前項第1号または第2号により解約するときは、第2項ただし書きの適用はないものとします。

【信託約款の変更】

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての

受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第1項から第5項の規定にしたがいます。

【反対者の買取請求権】

第42条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、指定販売会社を通じ受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續きに関する事項は、第40条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

前項の場合の取扱いは、受託者、委託者および指定販売会社が協議のうえ、決定するものとし、ます。

【委託者および受託者の業務引継】

第43条 監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

監督官庁が、この信託契約に関する受託者の業務を他の信託会社または信託業務を営む銀行に引き継ぐことを命じたときは、委託者と当該信託会社または銀行との間においてこの信託を存続させることができます。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【公告】

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【付則】

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第17条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

付表

- ・別に定める指定投資信託証券
約款16条および別に定める運用の基本方針における
「別に定める指定投資信託証券」とは、次のものをいいます。
- 1. 主として別に定めるロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業へ投資する投資信託証券
 - ・「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」
- 2. ならびにわが国および外国の公社債等（短期金融商品を含みます。）へ投資する投資信託証券
 - ・「SGAM FUND マネー・マーケット（ユーロ）」

平成17年 3月31日（信託契約締結日）

委託者 ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
受託者 ユーエフジェイ信託銀行株式会社

SG ロシア東欧株ファンド

SG ロシア東欧株ファンド

追加型投信／海外／株式



投資信託説明書（請求目論見書）

2010.01

このファンドは課税上、株式投資信託として取り扱われます。

- 1 . 「 S G ロシア東欧株ファンド」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成22年1月20日に関東財務局長に提出しており、平成22年1月21日にその届出の効力が生じております。
- 2 . この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
- 3 . 「 S G ロシア東欧株ファンド」の価額は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。ファンドは元本が保証されているものではありません。

有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成22年 1月 20日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 出川 昌人
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券にかかるファンドの名称	S G ロシア東欧株ファンド
募集内国投資信託受益証券の金額	募集総額：上限1,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

第1	ファンドの沿革	1
第2	手続等	1
1	申込（販売）手続等	1
2	換金（解約）手続等	2
第3	管理及び運営	3
1	資産管理等の概要	3
2	受益者の権利等	7
第4	ファンドの経理状況	8
1	財務諸表	11
2	ファンドの現況	23
第5	設定及び解約の実績	23

第1 ファンドの沿革

平成17年 3月31日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

- (1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、取得申込みの受け付けは行いません。

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。取得申込みの受け付けは、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- (2) ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: www.sgam.co.jp

- (3) 最低申込口数および申込単位は、販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受け取る「分配金受取りコース」と収益分配金を自動的に再投資する「分配金再投資コース」があります。各申込コースの申込単位は販売会社が定めるものとします。ただし、販売会社によって取り扱う申込コースの申込単位および名称が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については上記のお問い合わせ先にご照会ください。）へお問い合わせください。また、販売会社により「定時定額購入コース（販売会社によって名称が異なる場合があります。）」等を取り扱う場合があります。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

- (4) 取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。
- (5) 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争などによる非常事態などによる市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等が発生した場合）があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことまたはその両方を行うことができるものとします。

2 換金（解約）手続等

- (1) 換金の請求を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。

ただし、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、解約の請求の申込みを受け付けません。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付けは、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。解約請求に関する詳細については販売会社にお問い合わせください。

- (2) 解約請求の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額を解約価額 とします。

なお手取額は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から受益者に支払います。

$$\text{解約価額} = \text{基準価額} - \text{信託財産留保額} = \text{基準価額} - (\text{基準価額} \times 0.3\%)$$

- (3) 受益者が、解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (5) いずれかの解約日において、解約請求の合計が、その解約日における受益権の総口数の 10%を超える場合、委託会社の裁量で、全部または一部の解約に制限を設けることができます。
- (6) 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争などによる非常事態などによる市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等が発生し

た場合)があるときは、解約請求の受け付けの制限または中止およびすでに受け付けた申込みの取消またはその両方を行うことができるものとします。

- (7) 前記(5)または(6)により信託契約の一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約の価額は、当該一部解約の実行の受け付けの中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受け付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。
- (8) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

第3 管理及び運営

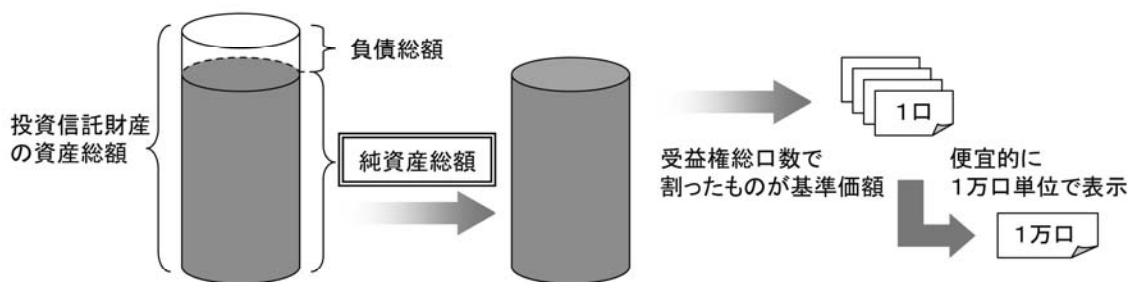
1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。



基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。お問い合わせ先につきましては、「第2 手続等 1 申込(販売)手続等」をご参照ください。

また基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます(朝刊のオープン基準価格欄[SGAセット]にて「ロシ東欧」の略称で掲載されます。)。なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金¹は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等²に応じて計算されるものとします。

1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 保管

保管に関する該当事項はありません。

(3) 信託期間

ファンドの信託期間は、原則として無期限です。ただし信託期間中に「(5) その他信託の終了」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 信託の終了」をご覧ください。

(4) 計算期間

この信託の計算期間は、原則として毎年10月21日から翌年10月20日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

償還金

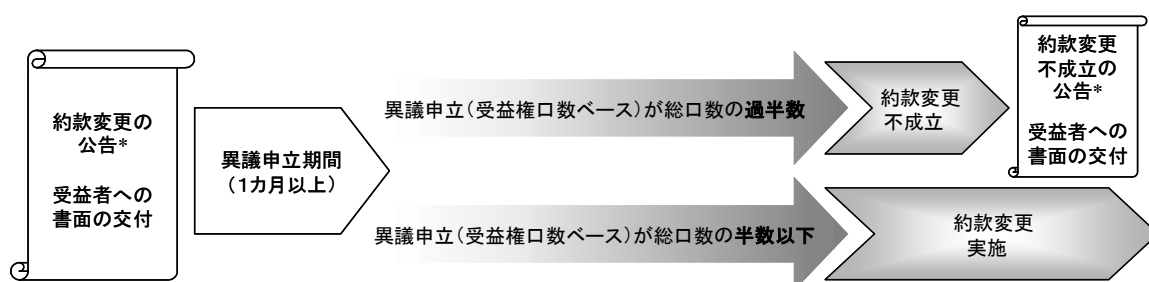
償還金は、信託終了日から後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者にお支払いします。

信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款

にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (八) (ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。
- (二) (八)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ホ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、(イ)から(八)の規定にしたがいます。
- (ヘ) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「信託約款の変更」の(イ)から(二)の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- (ト) (八)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

関係法人との契約の更改等に関する手続

販売会社との販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1カ年とし、期間満了の3カ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎決算後および償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社より送付します。

信託の終了（信託契約の解約）

(イ) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

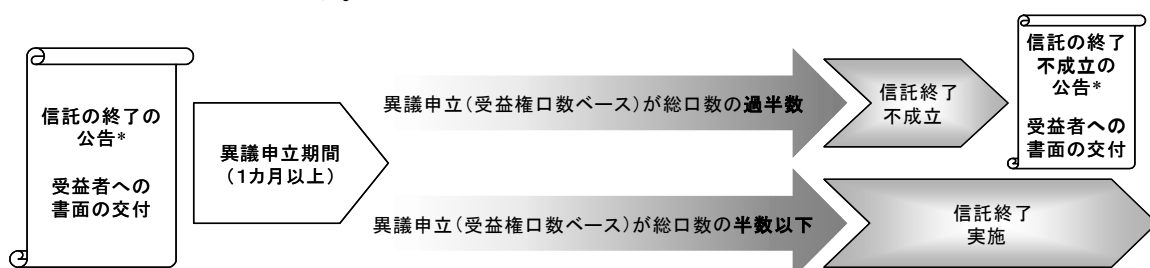
- A 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数に基準価額を乗じた純資産総額が5億円を下回ることとなったとき
- B 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
- C やむを得ない事情が発生したとき

これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。また、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ロ) (イ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(ハ) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
- C 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「信託約款の変更（二）」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 前記「信託約款の変更（ヘ）」において委託会社が新受託会社を選任できないと

きは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

その他

(イ) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(ロ) ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を計算期間の終了後3カ月以内および半期報告書を計算期間の最初の6カ月経過後3カ月以内に提出します。

また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（EDINET）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）にて閲覧することができます。

(ハ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2 受益者の権利等

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。なお、「分配金受取りコース」の受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第4期計算期間(平成19年10月23日から平成20年10月20日まで)及び第5期計算期間(平成20年10月21日から平成21年10月20日まで)については同内閣府令附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第4期計算期間(平成19年10月23日から平成20年10月20日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第5期計算期間(平成20年10月21日から平成21年10月20日まで)については同内閣府令附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(平成19年10月23日から平成20年10月20日まで)及び第5期計算期間(平成20年10月21日から平成21年10月20日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月9日


ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人


指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

高尾 幸治 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

亀井 純子 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSG ロシア東欧株ファンドの平成19年10月23日から平成20年10月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SG ロシア東欧株ファンドの平成20年10月20日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成21年12月4日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社


取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

岩部 俊夫 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

亀井 純子 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSG ロシア東欧株ファンドの平成20年10月21日から平成21年10月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SG ロシア東欧株ファンドの平成21年10月20日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

S G ロシア東欧株ファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	第4期 (平成20年10月20日現在)	第5期 (平成21年10月20日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		254,241	262,624
コール・ローン		266,522,941	226,696,539
投資証券		4,642,463,893	7,508,093,039
未収利息		2,920	310
流動資産合計		4,909,243,995	7,735,052,512
資産合計		4,909,243,995	7,735,052,512
負債の部			
流動負債			
未払解約金		29,060,057	38,282,448
未払受託者報酬		2,232,062	1,086,037
未払委託者報酬		54,207,070	26,375,203
その他未払費用		3,740,573	1,549,287
流動負債合計		89,239,762	67,292,975
負債合計		89,239,762	67,292,975
純資産の部			
元本等			
元本		9,163,632,447	10,411,378,866
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 ()		4,343,628,214	2,743,619,329
(分配準備積立金)		921,173,045	783,082,724
元本等合計		4,820,004,233	7,667,759,537
純資産合計		4,820,004,233	7,667,759,537
負債純資産合計		4,909,243,995	7,735,052,512

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第4期	第5期
		自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日	自 平成20年10月21日 至 平成21年10月20日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		2,319,633	181,183
有価証券売買等損益		8,151,402,228	2,208,848,664
為替差損益		2,440,659,236	15,450,305
営業収益合計		10,589,741,831	2,193,579,542
営業費用			
受託者報酬		4,776,533	1,808,588
委託者報酬		116,001,276	43,922,936
その他費用		7,572,626	5,212,138
営業費用合計		128,350,435	50,943,662
営業利益又は営業損失()		10,718,092,266	2,142,635,880
経常利益又は経常損失()		10,718,092,266	2,142,635,880
当期純利益又は当期純損失()		10,718,092,266	2,142,635,880
一部解約に伴う当期純利益金額の 分配額又は一部解約に伴う当期純 損失金額の分配額()		1,167,096,660	4,826,512
期首剰余金又は期首欠損金()		5,095,106,884	4,343,628,214
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,244,318,038	771,092,153
当期一部解約に伴う剰余金増加 額又は欠損金減少額		-	771,092,153
当期追加信託に伴う剰余金増加 額又は欠損金減少額		2,244,318,038	-
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,132,057,530	1,308,892,636
当期一部解約に伴う剰余金減少 額又は欠損金増加額		2,132,057,530	-
当期追加信託に伴う剰余金減少 額又は欠損金増加額		-	1,308,892,636
分配金		-	-
期末剰余金又は期末欠損金()		4,343,628,214	2,743,619,329

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第4期	第5期
	自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日	自 平成20年10月21日 至 平成21年10月20日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 基準価額で評価しております。	投資証券 同左
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 同左
4. その他	当ファンドの計算期間は前期末が休日のため、平成19年10月23日から平成20年10月20日までとなっております。	当ファンドの計算期間は平成20年10月21日から平成21年10月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第4期 (平成20年10月20日現在)	第5期 (平成21年10月20日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 9,163,632,447口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 10,411,378,866口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 4,343,628,214円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 2,743,619,329円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5260円 (10,000口当たり純資産額 5,260円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7365円 (10,000口当たり純資産額 7,365円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期 自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日	第5期 自 平成20年10月21日 至 平成21年10月20日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第4期 (自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日)

関係	会社等の 名称	関係内容	取引の内容	取引金額 (円)	科目	期末残高 (円)
委託会社 の親会社 の子会社	European FundServi ces S.A.	投資証券の 売付、買付の 取り扱い等	投資証券の 売付額	13,901,753,331	-	-
			投資証券の 買付額	16,509,568,180	-	-

第5期 (自 平成20年10月21日 至 平成21年10月20日)

関係	会社等の 名称	関係内容	取引の内容	取引金額 (円)	科目	期末残高 (円)
委託会社 の親会社 の子会社	European FundServi ces S.A.	投資証券の 売付、買付の 取り扱い等	投資証券の 買付額	674,217,000	-	-

(注) 投資証券の売付・買付価格は、公正価格により決定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

第4期 (自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日)
該当事項はありません。

第5期 (自 平成20年10月21日 至 平成21年10月20日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第4期 自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日	第5期 自 平成20年10月21日 至 平成21年10月20日
期首元本額 7,919,519,093円	期首元本額 9,163,632,447円
期中追加設定元本額 4,736,797,456円	期中追加設定元本額 2,859,381,238円
期中一部解約元本額 3,492,684,102円	期中一部解約元本額 1,611,634,819円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種 類	第4期 自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日		第5期 自 平成20年10月21日 至 平成21年10月20日	
	貸借対照表 計上額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表 計上額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)
投資証券	4,642,463,893	5,353,485,062	7,508,093,039	2,208,848,664
合 計	4,642,463,893	5,353,485,062	7,508,093,039	2,208,848,664

3. デリバティブ取引関係

第4期（自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日）

該当事項はありません。

第5期（自 平成20年10月21日 至 平成21年10月20日）

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成21年10月20日現在)

種類	通貨	銘柄	口 数(口)	評価単価	評価額	備考
投資証券	ユーロ	Ocean Fund Equities Eastern Europe	840,046.3479	65.7122	55,201,293.62	
		SGAM Fund Money Market (EURO)	905,513	0.1226012	111,016.98	
	小 計	銘柄数：2			55,312,310.60	
		組入時価比率：97.9%			(7,508,093,039)	
					100%	
	合 計				7,508,093,039	
					(7,508,093,039)	

(注) 1. 通貨種類の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考

**Ocean Fund Equities Eastern Europe
SGAM Fund Money Market(EURO)**

当ファンドは、「Ocean Fund Equities Eastern Europe」及び「SGAM Fund Money Market(EURO)」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」はこれらの投資証券です。

これらの投資証券の状況は次の通りです。なお、以下に記載した情報は本邦における監査の対象外となっております。

「Ocean Fund Equities Eastern Europe」及び「SGAM Fund Money Market(EURO)」(以下「両サブ・ファンド」といいます。)は、ルクセンブルグ国の法に基づいて設立されたオープン・エンド型の投資法人Ocean Fund 並びにSGAM Fundを構成するサブ・ファンドのうちの2ファンドであります。

「Ocean Fund Equities Eastern Europe」の2008年9月30日現在、「SGAM Fund Money Market(EURO)」の2009年5月31日現在の財務書類は、ルクセンブルグ国において法令および規制等により認められる会計原則に準拠して作成され、PricewaterhouseCoopers S a r.l.による財務諸表監査を受けております。

以下において記載した情報は、現地において作成され、PricewaterhouseCoopers S a r.l.の監査を受けた財務書類について、委託会社が翻訳・抜粋したものであります。

「Ocean Fund Equities Eastern Europe」の状況

Ocean Fund Equities Eastern Europe 純資産計算書

2008年9月30日現在

通貨(単位)	EUR
有価証券(原価)	71,526,233
資産	
有価証券(時価)	51,967,757
銀行預金	267,792
有価証券売却による未収入金	-
ファンド発行未収入金	1,500,000
未収配当金	128,662
未収利息	-
先物取引未実現評価益	-
株価スワップ(時価)	-
金利スワップ受入利息	-
オプション時価評価額(買)	-
創立費	-
未収銀行利息	7,197
その他資産	-
資産合計	53,871,408
負債	
当座借越	-
有価証券購入による未払金	-
ファンド買戻未払金	-
未払運用報酬	101,373

未払成功報酬	-
未払保管報酬	26,580
未払名義書換代理人報酬	1,690
先物取引未実現評価損	-
為替予約取引未実現評価損	-
金利スワップに係る未実現評価損	-
未払年次税	1,343
未払専門家報酬	4,647
オプション時価評価額(売)	-
未払利息及び銀行手数料	425
金利スワップ支払利息	-
負債合計	136,058
純資産	53,735,350
一単位当たり純資産*	73.35
発行済投資証券口数*	732,608

サブ・ファンドの発行するNクラス分であります。

主要な会計方針

1. 財務諸表の表示

本財務諸表は、投資信託 (undertakings for collective investment) に関するルクセンブルグの諸規則に準拠して作成されています。

2.1 有価証券および短期金融市場商品の評価

公認の証券取引所に上場されているか、または政府の規制下において通常営業しているその他の公認の公開市場で取り扱われている有価証券および短期金融市場商品は、その最後に入手可能となった終値によって評価されます。なお、そのような市場が複数存在している場合には、当該有価証券または短期金融市場商品の主要市場で最後に入手可能となった終値を基に評価されます。

最後に入手可能となった終値が当該有価証券や短期金融市場商品の公正価値を正確に反映していないと取締役会が判断した場合、その価格は慎重かつ誠実に決定された合理的に予想可能な売却価格を基に取締役会が確定します。

証券取引所に上場されず、もしくは当該取引所で取引されておらず、または政府の規制下にあるその他の市場(「規制市場」)でも取り扱われていない有価証券および短期金融市場商品は、取締役会によって慎重かつ誠実に決定された推定売却価格を基に評価されます。

証券取引所もしくはその他の規制市場のいずれにも上場されず、または当該取引所で取り扱われていない短期金融市場商品で、償還までの残存期間が12カ月未満かつ90日超のものは、未収利息を加算した額面価額で評価されます。残存期間が90日以下の短期金融市場商品は償却原価法により評価されます。この方法による評価額が市場価格を近似しているからです。

2.2 その他オープンエンドのUCI (投資信託) の価値は、当該UCIのユニットまたは株式の入手可能な最新の価格を基に評価されています。

3. 投資による純実現損益

投資の実現損益は平均原価法に基づき計算されています。

有価証券明細

株式

数量	銘柄名	現地通貨	簿価 (EUR)	評価額 (EUR)	組入 比率%
11	BAYER HVB ON O&G BASKET	USD	759,441	529,823	0.99
29,868	CENTRAL EUROPEAN MEDIA ENTERPRISES LTD	USD	1,487,057	1,390,643	2.59
120,000	CEZ	CZK	6,769,342	5,209,727	9.70
151,500	CIMSA CIMENTO SANAYI VE TICA	TRY	402,800	420,904	0.78
38,750	EVRAZ GROUP SA	USD	2,429,730	1,042,786	1.94
196,000	GAZPROM OAO	USD	6,262,761	4,318,656	8.04
133,800	INTEGRA GROUP HOLDINGS	USD	738,698	330,535	0.62
71,850	BANK OF GEORGIA JSC	USD	884,024	332,996	0.62
78,000	KGHM POLSKA MIEDZ SA	PLN	2,031,667	1,149,665	2.14
64,950	LUKOIL	USD	3,811,228	2,718,869	5.06
121,200	MCI MANAGEMENT SA	PLN	244,929	248,201	0.46
81,121	MECHEL	USD	2,009,473	1,037,222	1.93
223,650	MMC NORILSK NICKEL	USD	3,224,467	2,195,660	4.09
86,015	MOBILE TELESYSTEMS OJSC	USD	4,099,165	3,429,822	6.38
14,900	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS NYRT	HUF	1,250,528	957,534	1.78
473,000	MULTIMEDIA POLSKA SA	PLN	901,373	1,004,928	1.87
1,666,000	NETIA SA	PLN	1,556,282	1,297,837	2.42
202,482	OTP BANK NYRT	HUF	6,032,920	5,116,163	9.52
66,800	PIK GROUP	USD	1,011,557	247,293	0.46
240,935	POWSZECHNA KASA OSZCZEDNOSCI BANK POLSKI SA	PLN	3,440,587	3,085,538	5.74
1,010,000	POLSKIE GORNICTWO NAFTOWE I GAZOWNICTWO SA	PLN	1,113,311	977,544	1.82
1,022,400	ROSNEFT OIL CO	USD	6,999,999	4,891,274	9.10
2,127,142	SBERBANK	USD	4,304,549	2,604,695	4.85
641,800	SURGUTNEFTEGAZ	USD	1,773,685	1,210,814	2.25
19,700	TATNEFT	USD	1,702,902	992,959	1.85
175,000	TEKFEN HOLDING AS	TRY	750,751	700,863	1.30
65,650	TMK OAO	USD	1,387,862	1,163,768	2.17
212,073	VIMPEL-COMMUNICATIONS	USD	3,653,651	3,064,879	5.70
104,000	VTB BANK OJSC	USD	491,494	296,159	0.55
株式合計			71,526,233	51,967,757	96.72

合 計			71,526,233	51,967,757	96.72
-----	--	--	------------	------------	-------

「SGAM Fund Money Market (EURO)」の状況

SGAM Fund Money Market (EURO) 純資産計算書

2009年5月31日現在

通貨(単位)	EUR
有価証券(原価)	4,022,966,487
資産	
有価証券(時価)	4,029,370,268
銀行預金	262,416,105
有価証券売却による未収入金	-
ファンド発行未収入金	-
現先取引による未収入金	-
オプション時価評価額(買)	-
株価スワップ(時価)	-
未収利息及び未収配当金	788,769
その他資産	-
為替予約取引未実現評価益	-
先物取引未実現評価益	-
スワップ未実現評価益	-
資産合計	4,292,575,142
負債	
当座借越	-
有価証券購入による未払金	-
ファンド買戻未払金	-
現先取引による未払金	-
オプション時価評価額(売)	-
未払運用報酬	1,470,218
未払成功報酬	-
その他未払費用	2,380,069
未払税金等	73,995
未払利息	-
その他負債	-
為替予約取引未実現評価損	-
先物取引未実現評価損	-
スワップ未実現評価損	-
負債合計	3,924,282
純資産	4,288,650,860
一単位当たり純資産*	122.2563
発行済投資証券口数*	13,968,157

サブ・ファンドの発行するJクラス分であります。

主要な会計方針

1. 有価証券および短期金融市場商品の評価

公認の証券取引所に上場されているか、または政府の規制下において通常営業しているその他の公認の公開市場で取り扱われている有価証券および短期金融市場商品は、その最後に入手可能となった終値によって評価されます。なお、そのような市場が複数存在している場合には、当該有価証券または短期金融市場商品の主要市場で最後に入手可能となった終値を基に評価されます。

最後に入手可能となった終値が当該有価証券や短期金融市場商品の公正価値を正確に反映していないと取締役会が判断した場合、その価格は慎重かつ誠実に決定された合理的に予想可能な売却価格を基に取締役会が確定します。

証券取引所に上場されず、もしくは当該取引所で取引されておらず、または政府の規制下にあるその他の市場（「規制市場」）でも取り扱われていない有価証券および短期金融市場商品は、取締役会によって慎重かつ誠実に決定された推定売却価格を基に評価されます。

証券取引所もしくはその他の規制市場のいずれにも上場されず、または当該取引所で取り扱いもされていない短期金融市場商品で、償還までの残存期間が12カ月未満かつ90日超のものは、未収利息を加算した額面価額で評価されます。残存期間が90日以下の短期金融市場商品は償却原価法により評価されます。この方法による評価額が市場価格を近似しているからです。

2. 金融先物取引の評価

期末における金融先物取引の当初差入証拠金は、「銀行預金」に含まれます。未実現損益は次のように計上されます：

- 「先物取引未実現評価益 / (損)」は、「純資産計算書」に計上
- 「先物取引の未実現純増 / (減) の変化」は、「運用計算書」に計上

先物取引は、その先物が上場されている証券取引所の終値に基づいた清算価値で評価されます。

3. 外国為替予約の評価

外国為替予約は、契約の残存期間に対応する先物為替相場で評価されます。

有価証券明細(株式以外)

数量	銘柄名	現地通貨	簿価 (EUR)	評価額 (EUR)	組入 比率%
24,000,000	BANCO DE SABADELL SA 1.46% 20/04/2011	EUR	24,000,000	24,000,000	0.56
30,000,000	CAIXA GERAL DE DEPOSITOS SA 1.037% 21/05/2011	EUR	30,000,000	30,000,000	0.70
38,000,000	CREDIT FONCIER DE FRANCE 1.957% 09/03/2011	EUR	38,000,000	38,000,000	0.89
30,000,000	DEXIA CREDIT LOCAL 1.253% 11/04/2011	EUR	30,000,000	30,000,000	0.70
50,000,000	KOMMUNALKREDIT AUSTRIA AG 1.544% 21/05/2010	EUR	50,000,000	50,000,000	1.17
32,000,000	LA CAJA DE AHORROS Y PENSIONES DE BARCELONA 1.455% 21/04/2011	EUR	32,000,000	32,000,000	0.75
52,000,000	LANDESBANK HESSEN-THUER INGEN GIROZENTRALE 1.62% 01/04/2011	EUR	52,000,000	52,000,000	1.21
80,000,000	RABOBANK NEDERLAND NV 1.302% 22/03/2011	EUR	80,000,000	80,000,000	1.87
合計			336,000,000	336,000,000	7.85

讓渡可能定期預金証書

数量	銘柄名	現地通貨	簿価 (EUR)	評価額 (EUR)	組入 比率%
100,000,000	ABN AMRO BANK NV 07/07/2009	EUR	99,619,757	99,857,931	2.33
50,000,000	ALLIED IRISH BANKS 31/07/2009	EUR	49,802,726	49,875,632	1.16
40,000,000	BANCA MONTE DEI PASC 11/08/2009	EUR	39,863,997	39,897,998	0.93
60,000,000	BANCO BILBAO 27/08/2009	EUR	59,851,634	59,862,923	1.40
60,000,000	BANCO BILBAO VIZCAYA 03/09/2009	EUR	59,853,160	59,853,160	1.40
81,000,000	BANCO BILBAO VIZCAYA 16/07/2009	EUR	80,761,149	80,887,136	1.89
40,000,000	BANCO BPI 26/08/2009	EUR	39,864,505	39,876,287	0.93
50,000,000	BANCO DI BRESCIA 17/06/2009	EUR	49,793,220	49,968,533	1.17
60,000,000	BANCO POPOLARE SC 12/08/2009	EUR	59,801,327	59,848,836	1.40
45,000,000	BANCO POPULAR ESPANO 25/06/2009	EUR	44,823,594	44,957,816	1.05
15,000,000	BANCO POPULAR ESPANOL SA 10/06/2009	EUR	14,933,595	14,994,947	0.35
15,000,000	BANESTO 0% 04/08/2009	EUR	14,947,286	14,964,475	0.35
30,000,000	BANESTO FINANCIAL PR 25/06/2009	EUR	29,881,636	29,971,695	0.70
40,000,000	BANKINTER 02/09/2009	EUR	39,870,090	39,871,502	0.93
20,000,000	BANKINTER 28/07/2009	EUR	19,929,472	19,957,373	0.47
20,000,000	BANQUE FEDERALE DES BANQUES POPULAIRES 18/06/2009	EUR	19,985,006	19,993,921	0.47
25,000,000	BANQUE POP LOR 31/08/2009	EUR	24,932,944	24,936,511	0.58
30,000,000	BANQUE PSA 0% 28/07/2009	EUR	29,841,591	29,904,258	0.70
75,000,000	BARCLAYS 17/08/2009	EUR	74,769,626	74,816,191	1.74
55,000,000	BARCLAYS 21/07/2009	EUR	54,826,763	54,908,622	1.28
10,000,000	BARCLAYS 31/08/2009	EUR	9,971,360	9,972,883	0.23
15,000,000	BARCLAYS BK 03/09/2009	EUR	14,957,570	14,957,570	0.35
28,700,000	BAYERISCHE 11/06/2009	EUR	28,592,587	28,690,660	0.67
25,000,000	BCP FINANCE 18/06/2009	EUR	24,976,896	24,990,634	0.58
120,000,000	BFCM 05/06/2009	EUR	119,560,019	119,990,435	2.80
20,000,000	CA ILE DE FRANCE 31/08/2009	EUR	19,946,355	19,949,209	0.47
35,000,000	CAIXA 11/08/2009	EUR	34,859,246	34,894,435	0.81
50,000,000	CAIXA 30/06/2009	EUR	49,840,000	49,952,528	1.16
10,000,000	CAIXA D ESTALVIS DE CATALUNYA 28/07/2009	EUR	9,960,722	9,976,260	0.23
37,000,000	CAIXA GERAL DE DEPOS 08/07/2009	EUR	36,883,459	36,955,176	0.86
100,000,000	CAIXA GERAL DE DEPOS 15/07/2009	EUR	99,687,535	99,855,785	2.33
70,000,000	CIC 10/06/2009	EUR	69,759,330	69,981,688	1.63
20,000,000	CICM SUD MEDITERRANE 27/08/2009	EUR	19,948,511	19,952,428	0.47
80,000,000	CNCA 26/06/2009	EUR	79,775,742	79,943,935	1.86
30,000,000	CRCAM 0% 29/06/2009	EUR	29,905,515	29,973,866	0.70
35,000,000	DEXIA 12/08/2009	EUR	34,900,998	34,924,672	0.81
50,000,000	DEXIA CLF 19/08/2009	EUR	49,867,463	49,889,073	1.15
70,000,000	DEXIA CREDIT LOCAL 24/06/2009	EUR	69,752,225	69,943,443	1.63
39,000,000	DRESDNER BANK AG 16/07/2009	EUR	38,876,179	38,941,491	0.91
30,000,000	DZ BANK IRELAND 18/06/2009	EUR	29,972,276	29,988,760	0.70
25,000,000	EBS BUILDING SOCIETY 22/06/2009	EUR	24,976,127	24,985,368	0.58
25,000,000	ENEL FINANCE INTERNATIONAL 11/08/2009	EUR	24,909,606	24,932,204	0.58
40,000,000	ERSTE BANK 23/06/2009	EUR	39,837,617	39,964,699	0.93
80,000,000	FORTIS BANK 23/06/2009	EUR	79,684,361	79,931,383	1.85
30,000,000	GE CAPITAL 19/06/2009	EUR	29,899,902	29,982,592	0.70
50,000,000	GOVERNOR - CO OF THE 30/06/2009	EUR	49,803,608	49,941,730	1.16
40,000,000	HELLENIC REPUBLIQ 28/08/2009	EUR	39,877,708	39,885,684	0.93
55,000,000	HSBC 22/06/2009	EUR	54,962,137	54,976,795	1.28
10,000,000	INGBANK 16/07/2009	EUR	9,967,247	9,984,523	0.23
40,000,000	INTESA SANPAOLO BANK 06/07/2009	EUR	39,876,019	39,955,040	0.93
20,000,000	INTESA SANPAOLO BANK 13/08/2009	EUR	19,953,088	19,963,796	0.47
40,000,000	INTESA SANPAOLO BANK 22/06/2009	EUR	39,869,869	39,973,697	0.93

数量	銘柄名	現地通貨	簿価 (EUR)	評価額 (EUR)	組入 比率%
75,000,000	INTNEBK 18/06/2009	EUR	74,956,109	74,978,762	1.75
20,000,000	IRISH LIFE PERMANE 22/07/2009	EUR	19,923,701	19,958,916	0.47
70,000,000	KBC 0% 28/07/2009	EUR	69,746,124	69,846,559	1.63
50,000,000	LANDESBANK HESSEN-TH 13/08/2009	EUR	49,846,500	49,881,538	1.16
50,000,000	LANDESBANK HESSEN-TH 15/07/2009	EUR	49,833,094	49,922,966	1.16
30,000,000	LANDESBANK HESSEN-TH 22/07/2009	EUR	29,900,986	29,946,685	0.70
20,000,000	LANDESBANK HESSEN-THUERINGEN 04/08/2009	EUR	19,935,299	19,956,397	0.46
10,000,000	LLOYDS TSB BANK 1.265% 05/08/2009	EUR	10,000,127	10,000,087	0.23
13,000,000	LLOYDS TSB BANK PLC 1.38% 08/07/2009	EUR	13,000,164	13,000,064	0.30
20,000,000	MEDIOBANCA 26/06/2009	EUR	19,943,427	19,985,858	0.47
50,000,000	NATIONWIDE BUILDING 30/06/2009	EUR	49,809,065	49,943,965	1.16
30,000,000	NATIXIS 26/08/2009	EUR	29,905,995	29,914,170	0.70
20,000,000	NORDDEUTSCHE LANDESBANK 05/08/2009	EUR	19,935,553	19,955,868	0.47
50,000,000	NORDDEUTSCHE LANDESBANK 26/08/2009	EUR	49,845,866	49,859,268	1.16
25,000,000	NORDEA 0% 18/06/2009	EUR	24,982,027	24,992,714	0.57
100,000,000	NORDEA 0% 27/07/2009	EUR	99,825,084	99,875,718	2.33
25,000,000	NORDEA BANK AB 21/07/2009	EUR	24,921,256	24,958,465	0.58
20,000,000	NORDEA BANK AB 29/06/2009	EUR	19,940,124	19,983,439	0.47
50,000,000	POHJOLA BANK PLC 21/07/2009	EUR	49,848,792	49,920,242	1.16
30,000,000	RBS 26/06/2009	EUR	29,887,722	29,971,930	0.70
40,000,000	RCI BANQUE SA 19/06/2009	EUR	39,735,977	39,954,083	0.93
75,000,000	ROYAL BANK OF SCOTLAND 08/06/2009	EUR	74,666,614	74,982,267	1.75
30,000,000	ROYAL BANK OF SCOTLAND 22/06/2009	EUR	29,880,627	29,975,871	0.70
100,000,000	SG 03/07/2009	EUR	99,717,688	99,906,930	2.33
20,000,000	SG 0% 16/07/2009	EUR	19,945,549	19,974,270	0.47
20,000,000	SNS BANK NV 19/08/2009	EUR	19,937,330	19,947,549	0.47
50,000,000	SOCIETE GENERALE 11/06/2009	EUR	49,854,756	49,987,370	1.17
40,000,000	SUNCORP 20/07/2009	EUR	39,835,865	39,915,227	0.92
60,000,000	SVENSKA HANDELSBANKEN 06/08/2009	EUR	59,847,058	59,893,605	1.40
20,000,000	UBS 31/08/2009	EUR	19,940,124	19,943,309	0.47
20,000,000	UBS AG 21/07/2009	EUR	19,927,966	19,962,004	0.47
35,000,000	UBS AG 28/0/2009	EUR	34,897,440	34,904,129	0.81
20,000,000	UNICREDIT 0% 28/07/2009	EUR	19,929,472	19,957,373	0.47
75,000,000	UNICREDIT SPA 04/06/2009	EUR	74,647,085	74,996,164	1.75
35,000,000	UNICREDIT SPA 04/08/2009	EUR	34,876,556	34,916,810	0.81
20,000,000	UNICREDIT SPA 05/08/2009	EUR	19,930,476	19,952,391	0.47
15,000,000	UNICREDIT SPA 10/06/2009	EUR	14,933,025	14,994,904	0.35
25,000,000	UNICREDIT SPA 31/07/2009	EUR	24,911,509	24,944,212	0.58
合計			3,686,966,487	3,693,370,268	86.10

2 ファンドの現況

SG ロシア東欧株ファンド 純資産額計算書

平成21年11月末日

資産総額	7,190,654,407 円
負債総額	50,879,900 円
純資産総額 (-)	7,139,774,507 円
発行済数量	10,378,070,501 口
1口当たり純資産額 (/) (1万口当たりの純資産額)	0.688 円 (6,880)

参考

オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ 純資産額計算書

平成21年11月末日

資産総額	54,839,610.54 ユーロ
負債総額	990,932.26 ユーロ
純資産総額 (-)	53,848,678.28 ユーロ
発行済数量	840,046.35 口
1口当たり純資産額	64.10 ユーロ

サブファンドの発行するNクラス分であります。

SGAM Fund マネー マーケット (ユーロ) 純資産額計算書

平成21年11月末日

資産総額	1,373,562,948.38 ユーロ
負債総額	1,211,144.87 ユーロ
純資産総額 (-)	1,372,351,803.51 ユーロ
発行済数量	11,187,748.391 口
1口当たり純資産額	122.6656 ユーロ

サブファンドの発行するJクラス分であります。

第5 設定及び解約の実績

計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第1期計算期間 (平成17年3月31日～平成17年10月20日)	6,605,282,093	879,146,222
第2期計算期間 (平成17年10月21日～平成18年10月20日)	7,692,208,283	5,886,208,813
第3期計算期間 (平成18年10月21日～平成19年10月22日)	5,107,933,385	4,720,549,633
第4期計算期間 (平成19年10月23日～平成20年10月20日)	4,736,797,456	3,492,684,102
第5期計算期間 (平成20年10月21日～平成21年10月20日)	2,859,381,238	1,611,634,819

(注1) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(注2) 第1期計算期間における設定数量は、当初申込期間中の販売数量を含みます。

SG ロシア東欧株ファンド

SG ロシア東欧株ファンド